

I 地方創生の推進

I - 1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部

【提案・要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において地方への産業再配置や移住促進対策など、構造的改革の推進や支援充実を図ること。

《地方への産業再配置》

- (1) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講ずること。
 - ① 企業立地に当たり、地方が独自に行う補助制度に対する財政的支援制度の創設や、起債対象として、償還金に対する地方財政措置を講ずること。
 - ② 本社機能移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対し、国の助成制度を創設すること。
 - ③ 企業が空き工場や空き校舎等を、地方における生産・研究拠点等として活用する際の改築費の補助制度を創設すること。
 - ④ 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講ずるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《地方への移住の促進》

- (2) 地方への移住を促進するため、次の措置を講ずること。
 - ① 地方への移住に関する情報発信・相談窓口機能の強化を図るため、首都圏に複数の拠点を設置すること。
 - ② 移住に伴い取得した空家の不動産取得税及び固定資産税の減免制度を創設するとともに、地方の歳入に影響を与えないよう財源措置を行うこと。

《大学の地方移転の促進等》

- (3) 大学の地方移転を促進するとともに、地方大学の運営基盤を強化するため、次の措置を講ずること。
 - ① 地方移転する大学への運営費交付金を特別加算するなど、大学の地方移転に対する支援制度を創設すること。
 - ② 地方大学に対する運営費交付金の増額等を行うこと。

《抜本的な少子化対策》

- (4) これまでの枠組みを超えた抜本的な少子化対策として、第3子以降の保育料等は無償とする保育所同時入所等の要件を見直し、全ての第3子以降の保育料等は無償化すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においては、人口減少が全国一のペースで進んでおり、人口問題対策を県政の最重要課題の一つと位置付けています。

これまで企業誘致や地域産業の振興による若者定着から、結婚支援、出産・子育て環境の充実に至るまで各種施策・事業を総合的に展開してきましたが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

- (2) 一方、景気回復が進む中であっても、若年層を中心に地方から東京などの都市圏への人口流出が進むことにより、当県の人口減少に更に拍車がかかっており、一刻の猶予も許されない状況です。

- (3) 長年にわたり形成されてきた首都圏への一極集中という強固な社会構造を地方のみで打破することは、極めて困難であり、国の責任において解決すべき国家的課題です。

また、地方から都市圏への人口流出を食い止め、都市圏から人口の還流を促進するためには、当県における産業振興の取組に加え、国が、法整備を伴う抜本的な産業再配置政策を打ち出すことにより、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (4) 移住情報発信拠点については、国及び民間団体が都内で運営していますが、移住希望者は、東京都のみならず近隣県にも在住していることから、国が首都圏に更に複数の拠点を設置することが必要です。

また、移住者にとって、住居の確保は移住を決定する際の重要事項であり、空家の活用と移住者の負担軽減の観点から、空家に移住した場合の優遇措置が必要です。

- (5) さらに、若者の定着や地域活力の向上につながる大学の地方移転を促進するとともに、地方大学の運営基盤を強化するための継続的かつ安定的な支援を行うなど、これまでの枠組みを超えた抜本的な対策が必要です。

- (6) 加えて、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといった少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、将来の我が国の根本に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講ずることが必要です。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課)

Ⅱ 経済・雇用対策の充実

Ⅱ－１ 事業承継税制の抜本的な見直しについて

経済産業省 中小企業庁

【提案・要望の内容】

中小企業の事業承継円滑化を図るため、事業承継税制について、事業用資産を他の一般資産と切り離して非課税とすること、又は、事業の継続に支障が生じない評価・課税方法等を採用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。

(2) 平成25年度税制改正では、事前確認の廃止や親族外承継の対象拡大等が行われ、また平成27年度税制改正では、株式再贈与時における納税猶予の適用等が行われたほか、個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討していくこととされています。

しかし、現行制度では、経営者の個人名義となっている事業用資産に対しては一般資産と同じように相続税・贈与税が課されており、また、取引相場のない株式についても経営状態の良好な企業ほど評価額が高額となり、税負担が大きくなっています。

このことが、経営基盤や財務基盤が脆弱な企業においては、事業承継をスムーズに行う際の大きな障害の一つとなっています。

(3) 中小企業の活力を生かし、国が成長戦略で進めている中小企業の躍進を図るため、今後の事業承継税制の検討に当たっては、事業用資産を他の一般資産と切り離して非課税とするなど、抜本的な見直しが必要です。

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

Ⅱ－２ 中小企業の自立・創造に向けた取組の充実について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

地方創生の原動力となる中小企業の自立・創造に向けた取組を促進するため、「ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）」については、中小企業施策の柱の事業の一つと位置付け、中長期的な観点から継続性をもって取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、地域の経済と雇用を支える中小企業の創意工夫と自主的な取組を促進するため、平成26年3月に「秋田県中小企業振興条例」を制定し、意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする県内中小企業を「がんばる中小企業」に認定し、その企業が行う取組をソフト・ハード両面から支援するなど持続的な企業支援を行っています。
- (2) 多様な事業活動を展開する中小企業（小規模企業を含む）の実態を踏まえ、平成25年度に引き続き、平成26年度補正予算事業「ものづくり・商業・サービス革新事業」では、新製品・サービスの開発や設備投資を始めとする様々な支援施策を活用できるようになりました。
本県では、これまで238件の案件が採択され、県内中小企業において設備投資を伴う研究開発や経営改善が促進されています。
- (3) 今後は、多様な中小企業が、自らの中長期的な計画の中で、支援施策を積極的に活用できるよう、国の当初予算において、継続性をもった施策として位置付ける必要があります。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅱ－３ 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向けて、ランク制度の見直しとともに、特に経済・雇用情勢の弱い地域については、制度改正により影響を受ける中小企業に対するフォローアップの拡充などを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位であり、賃金を始めとした厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因となっています。

最近の県内経済・雇用状況は、個人消費の堅調な動きや製造業の一部に生産の緩やかな増加が見られ、求人倍率も改善の動きが続いているものの、全国平均との格差が依然としてあり、業種や地域により状況に差異があります。

- (2) 県では、労働時間等の法令・制度の遵守や雇用環境改善のため、雇用労働アドバイザーの企業訪問などにより、最低賃金を始めとした労働関係諸制度の啓発活動に取り組んでいます。

- (3) 平成26年度の最低賃金改定における中央最低賃金審議会が示した目安額において、Aランクでは19円引上げの改訂額が示される一方、Bランクでは15円、Cランクでは14円、Dランク（当県など）では13円の引上額が提示されました。

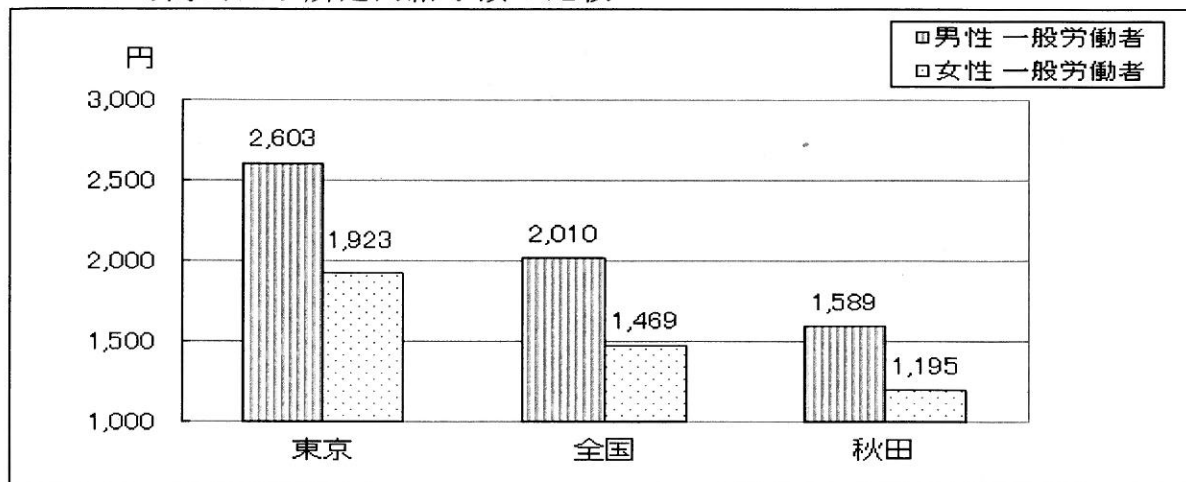
これにより、生活保護水準との乖離が解消されましたが、都市部と地方の最低賃金の格差はますます拡大しています。

こうした地域間格差の是正や、雇用における処遇の均衡化を図るため、地域別最低賃金制度や関係制度等の更なる見直しを行う必要があります。

- (4) 制度の見直しに当たっては、地域経済の実情に応じ、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営力の強化を図るため、国の「中小企業専門家派遣・相談等支援事業」や「業種別中小企業団体助成

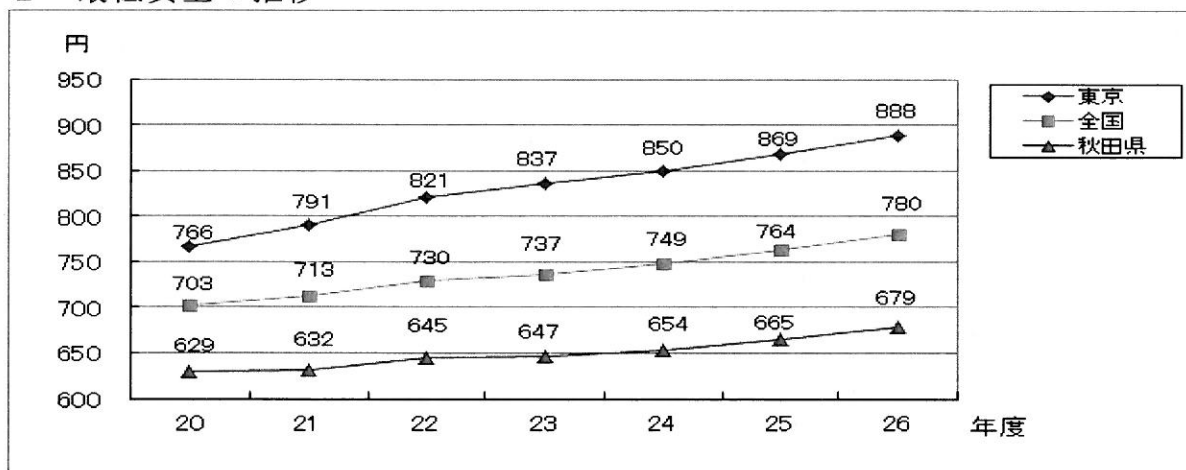
金」などのフォローアップ施策の更なるPRのほか、特に経済雇用情勢の弱い地域においては、「業務改善助成金」の支給要件の緩和など、経営の安定化を進めるための支援をより充実させる必要があります。

1 1時間あたり所定内給与額の比較



(出典：平成26年賃金構造基本統計調査(厚生労働省))

2 最低賃金の推移



3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- 中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅱ－４ 離職者等再就職訓練事業就職支援経費の単価引き上げと支給要件緩和について

厚生労働省職業能力開発局

【提案・要望の内容】

民間教育訓練機関等に委託して実施する離職者等再就職訓練事業において、就職率の向上と求職者の安定的な雇用の実現を促進するため、受託者へのインセンティブとなる就職支援経費の単価を引き上げるとともに、有効求人倍率が全国平均を下回る地域については、就職支援経費の支給要件である就職率の適用基準を引き下げること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の雇用情勢は、平成27年4月の有効求人倍率が、1.00となり、改善傾向が見られるものの、全国平均の1.17と比較すると低調であり、格差が縮まっておらず、依然として厳しい状況です。

こうした状況に対処するためには、離職者のスムーズな再就職を促進する必要があります。

- (2) 当県では、委託訓練の受講者の就職率が平成25年度68.4%と、一般職業紹介の就職率40.3%を上回っており、委託訓練は大きな役割を果たしています。

これを更に向上させるためには、就職支援経費について、その単価を引き上げるとともに、有効求人倍率が全国平均を下回る地域にあっては、訓練終了3か月後の就職率に応じて支払われる全国一律の支給要件を緩和することにより、受託者の就職支援活動をより活発にする必要があります。

しかしながら、平成26年度の「委託訓練実施要領」改正に伴い、就職支援経費の支給額に係る就職率が5%ずつ引き上げられ、受託者にとって大きな制約となっています。

《参考》

【民間教育訓練機関等に委託する際の就職支援経費の積算単価】

○知識等習得コース（訓練期間3か月）

就職率	単価（1人1月）
80%以上	20,000円（外税）
60%以上80%未満	10,000円（外税）
60%未満	支給なし

（県担当課名 産業労働部雇用労働政策課）

Ⅲ 新たな成長産業への支援

Ⅲ－１ 地方発のイノベーション創出のための制度創設について

経済産業省経済産業政策局

【提案・要望の内容】

産業や社会に役立つ技術の創出を担う産業技術総合研究所のリソースを地方に展開し、地方発のイノベーションを創出するため、地方の公設試験研究機関を核とした、産業技術総合研究所と地域の企業や大学等との共同研究に必要な設備及び研究推進を一定期間支援する制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、地方創生に向けて特色を生かした産業の創出を目指しており、そのためには産学官連携による地方発のイノベーションを活発にする必要があります。
その手段として、公設試験研究機関が地域への展開を見込んで、産業技術総合研究所の技術リソースを導入し、地域企業や大学等との共同研究を促進することが有効です。
- (2) 公設試験研究機関を核とした、産業技術総合研究所と地域の企業や大学等との種々の共同研究に対して、設備整備費のほか、産業技術総合研究所の研究員の受入れや設備の運用に係る経費など研究を推進する経費について、複数年にわたる支援が必要です。
- (3) 現行では、個別企業の技術力向上や生産方法の革新を支援する制度のほか、東北や中部などの地域ブロック間における広域連携を推進する場合の設備整備に対する支援制度はありますが、地方のイノベーションをよりスピードアップさせるためには、設備と技術シーズを一体で地域に供給し、地域全体の技術基盤の向上を図る取組に対する支援が必要です。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ－２ 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための 環境整備について

経済産業省資源エネルギー庁、産業技術環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、各地域における送電網の強化や、電力系統の広域的運用体制の構築に関する取組を加速すること。
- (2) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた実証事業を行い、その加速化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大において、最大の課題となっている電力系統への連系可能量の増大を図るため、国が主体となって、本年4月に設立された「電力広域的運営推進機関」による、各地域における送電網の整備や、電力会社間の地域間連系線の増強を早急に進めるとともに、系統運用に係る全国規模での需給調整機能の強化を図る必要があります。
- (2) また、再生可能エネルギーの適地が偏在し、電力の供給地から需要地までの送電コストがかかることや、風力発電、太陽光発電では、季節や時間帯による出力の変動が大きいことが課題となっています。
このため、現在、国において、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。
- (3) 当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、昨年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業を効果的に行うための条件が整っています。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－３ 洋上風力発電の導入促進について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

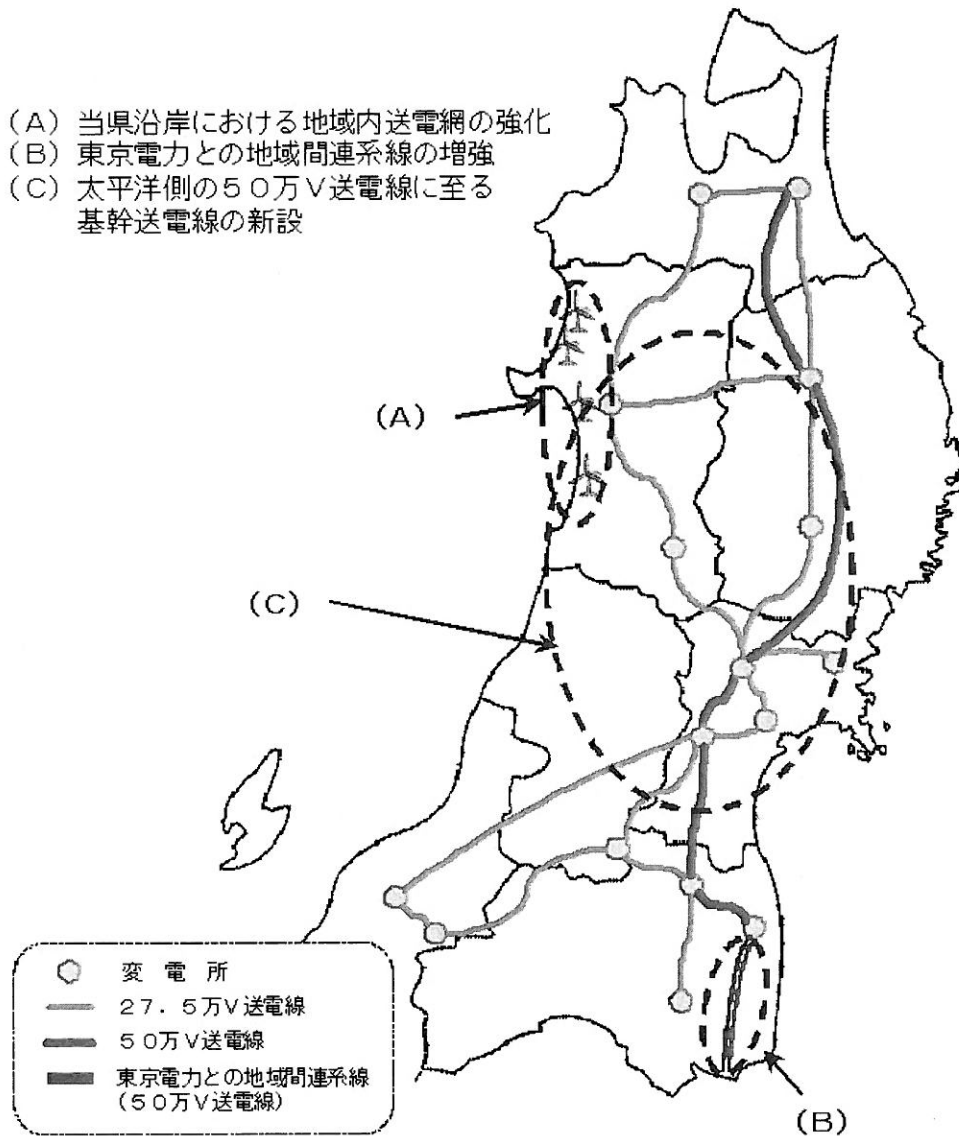
- (１) 洋上風力発電の導入促進を図るため、当県沿岸における地域内送電網の強化等とともに、電力会社間の地域間連系線の増強や数十万ボルト級の基幹送電線の整備を促進すること。
- (２) 港湾区域外の一般海域における洋上風力発電の早期事業化に向け、必要な法手続や、関係団体との調整のあり方などを示した導入指針等を策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 県では、洋上風力発電の導入と、これに伴う関連産業の育成を、秋田の創生に向けた重要な取組に位置付けており、本年２月には、秋田港及び能代港における発電事業者を決定するとともに、港湾区域外の一般海域についても、漁業関係者を始めとする関係団体等との協議により、約 3 5 1 k m²に及ぶ候補海域を設定したところです。
- (２) しかしながら、当県沿岸は送電網が脆弱であることから、今後、洋上風力発電の大規模導入を実現するためには、送電網の強化が不可欠であり、現在、経済産業省の「風力発電のための送電網整備実証事業」において、当県沿岸を対象とする地域内送電網の整備を計画する事業者が、開発可能性調査を実施中です。
- (３) 今後とも、こうした地域内送電網の強化を円滑に進めるため、国による支援を継続するとともに、当該実証事業による送電網の利用を予定する洋上風力発電事業について、系統接続枠の早期確保に向け、その前提となる国の設備認定の迅速化を図る必要があります。
- (４) さらに、長期的な視点から、電力会社間の地域間連系線の増強や、当県沿岸から太平洋側の 5 0 万ボルト送電線に至る数十万ボルト級の基幹送電線の新設についても、国が主体となって進めていく必要があります。

- (5) また、港湾区域外の一般海域における洋上風力発電の早期事業化を図るためには、港湾区域と同様に、各地域や事業者における事業化検討が円滑に進むよう、国において、必要な法手続や、関係団体との調整のあり方などを示した導入指針等を策定する必要があります。

【送電網の状況】



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－４ 秋田湾産業新拠点における石炭火力発電所建設構想及び秋田港、能代港の洋上風力発電事業計画への支援について

総務省自治財政局

国土交通省大臣官房、港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 秋田港において建設構想がある石炭火力発電所に関連した港湾施設整備（港内土砂処分場等）に対し必要な支援を行うこと。
- (2) 秋田港及び能代港において、洋上風力発電施設建設に関連した港湾施設が早期に整備されるよう支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田湾産業新拠点（※）において、民間事業者による石炭火力発電所の建設構想があります。

県では、発電所の建設及び運営により、雇用創出や産業振興への波及効果が見込まれることから、この構想の推進に向けて協力することとしており、構想の実現には、秋田港の港湾施設（港内土砂処分場等）の整備が必要です。

※秋田湾産業新拠点：秋田港で新たに分譲を開始した大型産業用地
- (2) 県では、洋上風力発電の導入と、それに伴う関連産業の育成を、秋田の創生に向けた重要な取組に位置付け、積極的に取り組んでいます。

県内の港湾においても、港湾計画の中に、秋田港及び能代港における洋上風力発電の適地を「再生可能エネルギー源を利活用する区域」として位置付け、平成27年2月に発電事業者を決定したところであり、今後、本格的に洋上風力発電事業が展開される予定です。

秋田港の石炭火力発電所建設構想への支援



県内港湾における洋上風力発電事業計画への支援

	能代港	秋田港
再生可能エネルギー源を 利活用する区域	約378.0ha	約351.4ha
事業者応募時点における 計画発電量（予定）	80,000kW	65,000kW

能代港将来イメージ図



秋田港将来イメージ図



(県担当課室名 建設部港湾空港課)

Ⅲ－５ 火力発電及び地熱発電に係る電源立地地域対策交付金の対象の拡大について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 火力発電に係る電源立地地域対策交付金の対象となる発電用施設の設置（予定）区域を、全ての区域に拡大すること。
- (2) 地熱発電に係る電源立地地域対策交付金の対象となる発電用施設の設置者に係る要件を、全ての発電事業者に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災以降、電力会社では、緊急電源の設置や休止中の火力発電施設の運転再開などにより電力供給力を確保していますが、設備の高稼働が続き、火力設備の老朽化が進むとともに、燃料代の影響による電気料金の高止まり傾向が続いています。
- (2) このため、設備信頼度や経済性等の観点から、老朽化した火力発電施設に代わる電源の確保を計画的に進める必要があることから、当県においても、より安価な石炭を燃料とする火力発電所（東北電力能代火力発電所3号機）の建設準備が進められています。
- (3) また、当県は全国第3位を誇る豊富な地熱発電の賦存量を有しており、本年5月に、湯沢市山葵沢地域において、発電所の建設工事が開始されたほか、同市小安及び木地山・下の岱地域において、国立・国定公園第2種及び第3種特別地域内での事業化に向けた調査が、全国に先駆けて進められています。
- (4) こうした計画を円滑に進めていくためには、発電所と地域の共生を図ることが重要であり、関連する施策に要する自治体の財源の充実を図るため、現在、沖縄県に立地するものに限定されている火力発電に係る対象電源施設の設置（予定）区域を、全ての区域に拡大するとともに、電気事業者に限定されている地熱発電に係る対象電源施設の設置者の要件を、全ての発電事業者に拡大する必要があります。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅲ－６ 日露間の輸送効率の向上について

外務省欧州局
経済産業省貿易経済協力局
国土交通省総合政策局

【提案・要望の内容】

シベリア鉄道を活用し、日本とロシア、欧州との貿易の活性化を図るため、日露間の貨物輸送の効率化促進に関し、ロシア政府への働きかけを継続的に行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、日本海を挟みロシア極東地域に最も近い位置にあることから、同地域との経済交流に積極的に取り組むとともに、ユーラシア大陸を横断するシベリア鉄道にも着目し、沿線諸都市や欧州との貿易の可能性を拓く「シーアンドレール構想」を従前から提唱しています。
- (2) 平成26年度には、秋田市において秋田商工会議所とロシア沿海地方商工会議所などとの経済交流会議や商談会が開催されたほか、コンテナ船により秋田港からロシア極東地域への自動車用タイヤのトライアル輸送が実施されており、民間企業による取引が拡大しつつあります。
- (3) しかしながら、欧州までの海上輸送に替わる有力な輸送手段であるシベリア鉄道は、海路に比べ料金が割高であるほか、ロシア極東地域の港湾では、貨物の通関に非常に時間を要する上、手続の煩雑さなどにより、輸送日数やコストの面で物流効率を低下させており、海外進出や販路開拓を目指す事業者にとって大きな障害となっています。
- (4) 国においては、これまで首脳会談や外務次官級会議などを開催し、定期的にロシア側と協議を積み重ねているところですが、こうした状況は未だ解消されていないことから、できるだけ早い改善実現に向け、ロシア政府に対し、今後とも継続的かつ精力的に働きかけることが必要です。

(県担当課室名 産業労働部商業貿易課)

Ⅲ－７ 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があるため、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難となり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点となるなど、当県が大きな役割を果たしたところでは。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄の強化が求められており、特に、製油設備がない日本海側における備蓄機能の確保が必要です。
- (3) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄を増強する取組を進めていますが、日本海側における石油製品備蓄の空白域をできるだけ早期に解消するためには、新たに国が主体となって、石油製品の備蓄拠点を整備する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

IV 攻めの農林水産業の展開への支援

IV－1 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉について

農林水産省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (1) TPPへの参加が我が国の幅広い分野に与える影響を十分に踏まえた上で、特に米や畜産物等の重要5品目について関税を維持するなど、守るべき国益を明確にし、安易に妥協することなく、各国との交渉に臨むこと。
- (2) 地域の基幹産業である農業については、単に貿易の一分野としてではなく、食料安全保障等の観点から慎重に取り扱うとともに、将来にわたり持続的に発展していけるよう、米から収益性の高い野菜・畜産等への転換など競争力強化に向けた政策や、農村社会を維持する地域政策の観点から十分な対応策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) グローバル化の流れの中では、自由貿易の原則は尊重されるべきですが、一方で関税撤廃により、米を中心とした当県農業は壊滅的な打撃を受け、農業生産はもとより、農業・農村が持つ多面的機能の喪失等により地域経済が崩壊し、市町村レベルでの行政運営が立ち行かなくなります。
- (2) 当県農業が持続的に発展していくためには、国際競争力の向上や農業の体質強化、さらには農村社会の維持等に関して、抜本的な農業・農村対策を構ることが必要であり、このことは、当県の地方創生に不可欠です。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

IV-2 米政策の推進について

農林水産省大臣官房、生産局、経営局

【提案・要望の内容】

- (1) ナラシ対策の大幅な米価下落に対応できる仕組みへの見直しや、新たな収入保険制度の早期創設など、認定農業者等の担い手が将来に展望を持って営農に取り組めるよう、万全なセーフティネットを構築すること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金に係る予算の十分な確保とともに、本作化を目指す飼料用米については、長期にわたり支援策を講ずること。
特に、産地交付金については、地域の創意工夫による産地づくりに加え、転作を配分以上に実施する深掘りに対する支援を強化するなど、その充実を図ること。
- (3) 平成30年産以降においても、国の適切な関与の下、農業者・農業者団体が主体的に作付けを判断できるよう、米の情報提供のあり方や、実効のある需給調整が確保される方策について、早期に示すこと。
- (4) 老朽化が著しい穀類乾燥調製貯蔵施設等について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、施設の長寿命化等に対し支援措置を講ずること。
また、既存施設の改修など、飼料用米の保管・流通施設等の整備への支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年度の概算金の大幅下落による稲作経営への打撃は、これまでになく大きく、経営安定に向けたセーフティネットの重要性が増しています。
ナラシ対策については、補てんの対象が標準的収入額の2割までとされていることや、米価が継続的に低下する中では、標準的収入額も年々下がるなどの課題があることから、その仕組みを見直していくことが必要です。
- (2) 当県では、複合型生産構造への転換と農業所得の確保を図るため、今後

も需要が見込まれる飼料用米や、大豆・野菜等の戦略作物の更なる拡大を推進しており、そのためには、水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保することが必要です。

特に、米の需給が緩和し、更なる生産抑制が必要な現状では、産地交付金について農業者単位の深掘りを支援できるようにするなどの見直しが効果的です。

(3) 平成30年産以降、各産地において需要に応じた生産を確実に実施できる体制を構築するためには、国からの情報提供に加え、主体的な判断が可能となる手法等を早期に提示することが必要です。

(4) 当県には、43基の穀類乾燥調製貯蔵施設等が整備され、地域における稲作の基幹施設として稼働してきましたが、このうち4割以上が昭和40～50年代に建設されたもので、老朽化や機能低下が著しいため、施設の改修や更新が喫緊の課題です。

また、飼料用米の流通・保管施設について、倉庫等の既存施設の改修は国庫補助の対象となっておらず、更なる流通コストの低減を図るためには、こうした施設も対象とすることが必要です。

(参考)

1 平成26年産におけるナラシ対策(米)の申請状況

	申請件数 (件)			申請面積 (ha)		
	ナラシ対策 ①	米の直接支払交付金 ②	①/② (%)	ナラシ対策 ③	米の直接支払交付金 ④	③/④ (%)
全 国	59,698	901,823	6.6	449,519	1,102,589	40.8
当 県	6,132	34,987	17.5	38,089	70,550	54.0

2 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況

設置時期	S41～50	S51～63	H元～10	H11～20	H21～	計
設置基数	11	8	17	4	3	43

3 飼料用米専用施設整備への県独自の支援状況 (計画を含む)

H26年度	あきた北央農協 合川町CE : 乾燥機増設 4基
H27年度～	かづの農協、あきた北農協、鷹巣町農協 : 既存倉庫の改修

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-3 JA等が行う大規模6次産業化に対する支援の充実について

農林水産省食料産業局

【提案・要望の内容】

JA等が主体となり地域が一体となった6次産業化の取組を促進するため、6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業）の予算を十分に確保するとともに、助成水準を高めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農山村に所得と雇用を生み出す新たな産業として、6次産業化の取組を拡大するためには、JA等の主体的な取組が必要不可欠です。
- (2) また、国のJA改革に対応し、個々のJAが、農家所得の向上に向け販売力を高めていくためにも、地域の特色を活かした6次産業化の展開が必要です。
- (3) 当県においても、1JAが既に六次産業化法の認定を受け、更に3JAが27年度中の認定を予定しているほか、6次産業化に取り組みようとするJA出資法人が複数あるなど、事業者の意欲が高まっています。
- (4) こうしたことから、JA等が行う大規模な6次産業化の取組を更に促進するため、6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業）の予算を十分に確保するとともに、現行の3/10以内、上限1億円（融資残補助）の助成水準を引き上げることにより、インセンティブが一層高まる制度にすることが必要です。

(参考) JAにおける6次産業化の計画

(単位：千円)

JA名	内 容	法認定の状況	実施予定年度
JA秋田おぼこ	6次産業化複合施設（直売・加工・食材提供）の建設	H27年度中認定 予定	H28～H29年度
JA新あきた	食材加工センターの建設	H27年度中認定 予定	H28～H29年度

(県担当課室名 農林水産部農業経済課)

IV-4 畜産・酪農の競争力向上対策予算の確保について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

畜産・酪農の競争力向上対策である畜産クラスター事業（畜産競争力強化対策整備事業）及び強い農業づくり交付金について、十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 畜産は、飼料用米の利用や堆肥の還元など、水田農業との共存共栄が可能なことから、本県農業の課題である収益性の高い複合型の生産構造への転換を図る上で最も期待される作目となっています。
- (2) このため、当県では昨年10月にデビューした県産牛ブランド「秋田牛」の確立を畜産施策の中心に据え、認知度向上対策などに取り組んでいますが、ブランドを支える生産基盤の強化が何よりも重要であることから、平成28年度に畜産クラスター事業を活用した大規模肉用牛団地の整備を計画しています。
- (3) また、当県の特産品である比内地鶏については、近年の需要増大に対し、素雛や種鶏の供給が追いつかないことから、平成28年度に畜産クラスター事業や強い農業づくり交付金を活用した素雛生産施設や種鶏供給施設の整備を計画しています。
- (4) こうした生産拡大に向けた施設整備の構想やニーズ拡大のチャンスを見逃さず、当県畜産の競争力や生産基盤の強化に結び付けることができるよう、畜産クラスター事業及び強い農業づくり交付金の予算を十分に確保することが必要です。

(参考) 事業構想

事業概要	活用事業
大規模肉用牛団地（200頭規模×3棟）の整備	畜産クラスター事業
素雛生産施設（種鶏舎5棟）の整備	〃
種鶏供給施設（種鶏舎1棟、ふ卵舎1棟）の整備	強い農業づくり交付金

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

IV－5 農用地土壌汚染対策の充実について

総務省自治財政局
環境省水・大気環境局
農林水産省消費・安全局、生産局
農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、国に代わり、県が汚染米の買入・処理を行っていることから、地方財政措置を継続すること。
- (2) 農用地土壌汚染防止法施行令の改正により、今後、指定地域の拡大が見込まれることから、客土等の恒久対策工事の予算を十分に確保すること。
- (3) 水稲のカドミウム低吸収品種の育成について、国（独立行政法人）と県による共同研究を推進し、早期の実用化を図るとともに、消費者や流通関係者の理解が得られるよう、低吸収品種への円滑な移行対策を講ずること。
- (4) 植物による土壌浄化技術の実用化と収穫後の浄化植物（収奪植物）の処理技術の早期確立を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、鉱山に起因するカドミウム汚染農用地を多く抱えており、客土等の恒久対策、水管理等の吸収抑制対策、出荷前のロット調査など様々な対策を講じて、カドミウム汚染米の生産・流通防止に努めています。
- (2) 食品衛生法規格基準の改正に伴い、それまで国の責任で行っていたカドミウム含有米買上事業が終了したことから、農家の経営安定と安全・安心な米の供給のため、やむを得ず、国に代わり県が汚染米の買入・処理を行っています。
- (3) 現在、公害防除特別土地改良事業を実施中ですが、農用地土壌汚染防止

法に基づく対策地域の追加指定が予想されることから、客土など恒久対策工事の事業量の増加が見込まれます。

(4) 独立行政法人農業環境技術研究所が発見した低カドミウムコシヒカリの遺伝子を今後の水稻育種に活用することにより、コメにおけるカドミウム問題が解決に向けて一気に進展することが期待されます。

(5) カドミウム高吸収植物による土壌浄化技術は、汚染土壌のカドミウム低減対策として早期の実用化が期待されています。

併せて、その普及拡大を図るためには、収奪植物の効率的な処理技術の開発が急がれます。

(参考)



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-6 農業農村整備事業予算の確保について

内閣官房
財務省大臣官房、主計局
農林水産省農村振興局

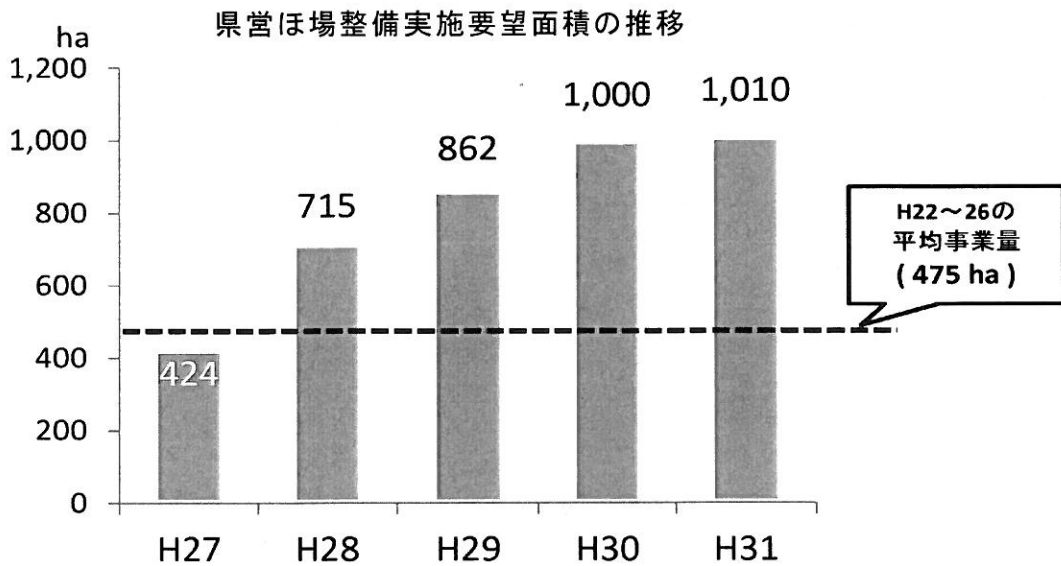
【提案・要望の内容】

農業農村整備事業は、複合型生産構造への転換など、当県農業の振興に必要不可欠な施策であり、また、厳しい農業情勢の下で事業への要望が増大していることから、必要な予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

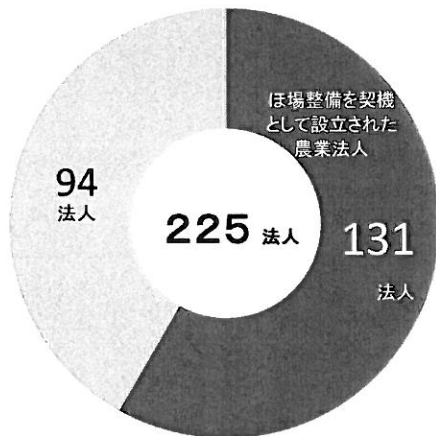
- (1) ほ場整備が実施されておらず水田が不整形・狭小なままの地域では、担い手への農地集積や経営の複合化が困難であるため、当県では、生産性を飛躍的に向上させるほ場整備の実施を求める声が高まっており、今後の事業要望量は近年の事業量を大幅に上回る状況です。
- (2) また、当県では、ほ場整備が実施済みの地域でも、水稻以外の生産が困難な排水不良の水田が多いため、簡易な農地整備（暗渠排水等）に対して平成23年度補正予算から行われている国の定額助成について、引き続き必要な予算を措置することが県下全域の農業者から要望されています。
- (3) さらに、ダム、頭首工、ため池、用排水路等の農業水利施設については、長寿命化・耐震化のための補修・更新等を計画的かつ効率的に実施し、農業用水の安定供給と農村地域の安全・安心を確保する必要があります。
- (4) このような中で、平成27年度の国の農業農村整備事業予算は現場のニーズを大きく下回っており、事業進捗が滞ることによる農業者の営農意欲の減退が危惧されることから、事業を計画的に推進できるよう、必要な予算を十分かつ安定的に確保することが求められます。

(参考)



※平成26年度農業農村整備事業管理計画(市町村策定)より作成

県内の集落型農業法人数



※平成26年度末時点(速報値)

農業法人取組事例

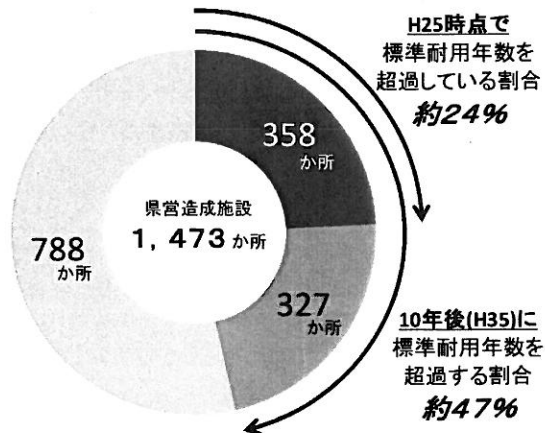


農事組合法人 TEAM. Freedom (美郷町)

- 構成農家: 15戸
- 経営面積: 36ha
- 地域雇用: 630人・日/年

- 法人の主な取組
 - ・湛水直播栽培による水稻栽培の省力化
 - ・地下かんがいによる園芸作物の品質向上
 - ・複合部門における地域雇用の創出
 - ・加工野菜の契約栽培
 - ・児童の農作業体験受入れ

県営造成施設の標準耐用年数超過状況



※県営事業で造成した頭首工・揚排水機場・幹線水路等の箇所数

農業用ため池の決壊事例



豪雨災害によるため池決壊
(H25.9月 台風18号:男鹿市)

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

IV-7 「日本型直接支払制度」の一体的な推進について

農林水産省生産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 日本型直接支払制度が法制化されたことを機に、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など関係する5つの交付金の一本化を図ること。
- (2) 協定活動期間等について、活動組織の状況に応じて柔軟に対応できるように農業者等が取り組みやすい制度とすること。
- (3) 日本型直接支払制度の交付金については、事務経費を含め基本的に国庫負担により予算措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農業県である当県において、貴重な財産である農地の有効利用や良好な農村環境の維持・継承のためには「日本型直接支払制度」の持続的な取組は不可欠です。
- (2) 一方、過疎化、高齢化が進行している当県では、現在、担い手不足等により継続を断念する活動組織が現れてきており、今後更に増加することが懸念されることから、状況変化に柔軟に対応し、農業者等が取り組みやすい制度にする必要があります。
- (3) 具体的には、農地や水路等の保全活動を基本部分とし、中山間地域等の条件不利地の格差是正、地域住民による農業の多面的機能を活かした共同活動、水路等の長寿命化、生態系等の環境保全への配慮を加算部分とするなど、関連する5つの交付金を一本化することが必要です。
- (4) また、高齢化や担い手不足から新規の取組への躊躇や、継続への不安が生じないように、5年間という活動期間を見直し、単年度の活動をその都度評価するなど取り組みやすい制度にする必要があります。

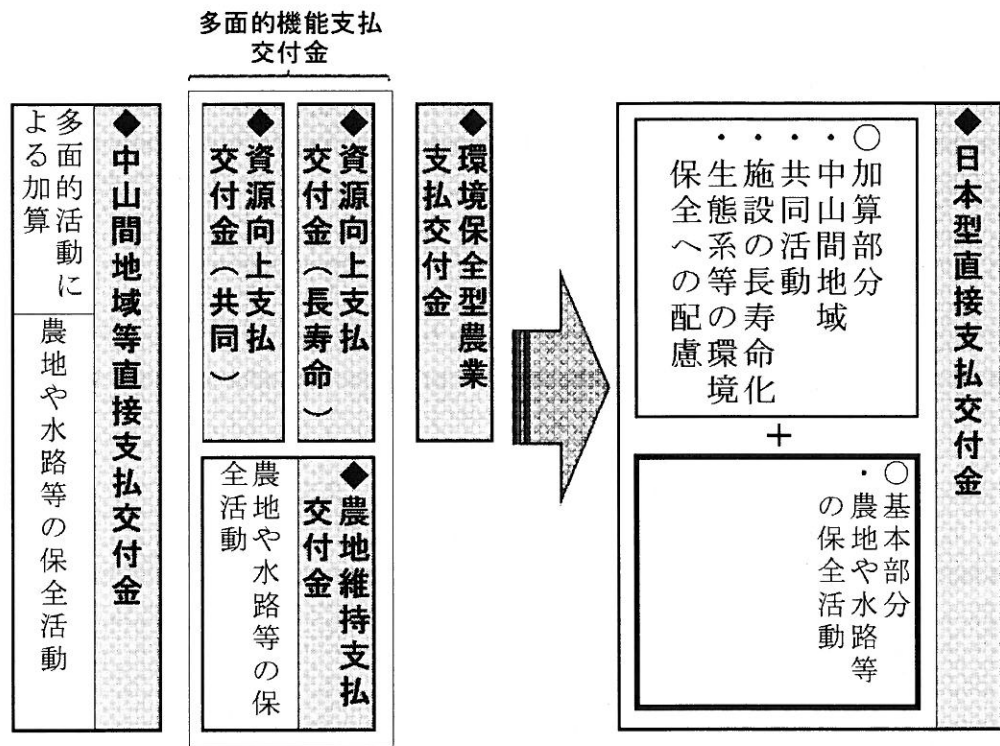
- (5) 農業・農村の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすことから、事務経費を含め基本的に国庫負担により予算措置する必要があります。

(参考)

1 交付金の一本化案について

【現行】
・それぞれの交付金が独立

【一本化案】
・日本型直接支払交付金として一本化



2 当県の日本型直接支払制度の平成27年度実施計画について

(単位：ha、百万円)

	中山間地域等 直接支払	多面的機能 支払	左記計	環境保全型 農業支払
実施市町村数	22	25	25(全市町村)	17
実施計画面積	10,900	97,300	108,200※	1,485
交付額 (上段：事業費)	1,168	4,692	5,969	109
(下段：国費)	579	2,346	2,979	54
摘要	※カバー率 = (中山間地域等 + 多面的機能) / 耕地面積 = 108,200 / 150,100 = 72%			

(県担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課)

IV-8 強い水産業づくり交付金の確保について

農林水産省水産庁

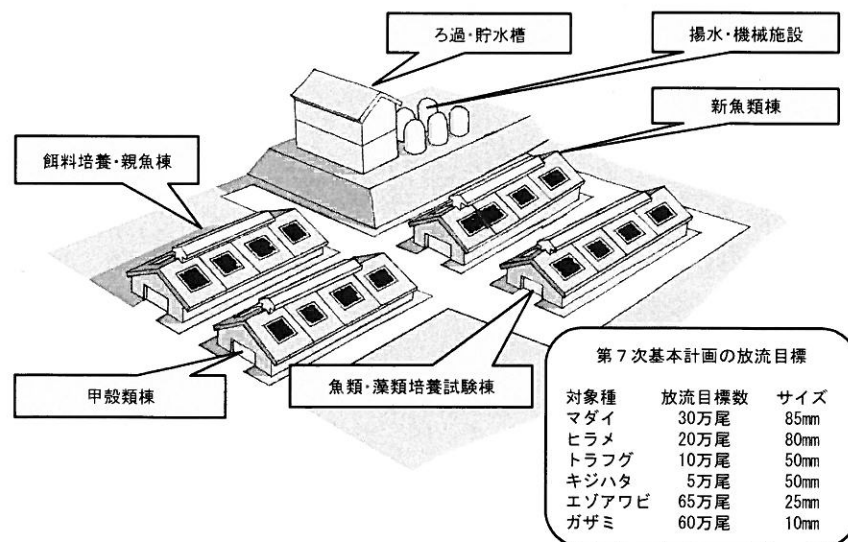
【提案・要望の内容】

第7次栽培漁業基本計画の早期目標達成に向け、種苗生産施設の整備を促進するため、強い水産業づくり交付金を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、沿岸漁場整備開発法の規定に基づく国の第7次栽培漁業基本方針を踏まえ、平成27年4月に第7次栽培漁業基本計画（平成27～33年度）を策定し、つくり育てる漁業を一層推進していくこととしています。
- (2) 本計画の推進に当たっては、最新技術等を導入し、漁業者のニーズ等を踏まえた魚種の種苗生産に取り組むこととしており、そのためには、水産振興センターの種苗生産施設を計画的に整備していく必要があることから、水産業強化事業予算の十分かつ安定的な確保が求められます。

【水産振興センター種苗生産施設等の整備イメージ図】



(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

IV－9 森林整備加速化・林業再生事業の継続と森林整備 や木材需要拡大施策の充実について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 地域材の安定供給、需要拡大等を総合的に進めるため、川上から川下まで一体的な整備を支援する森林整備加速化・林業再生事業を平成28年度以降も継続すること。
- (2) 森林吸収源対策を着実に推進するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、地方の地球温暖化対策のための財源を確保すること。
- (3) 森林整備の計画的な推進のため、造林公共予算を十分に確保するとともに、森林所有者や地方負担の軽減を図る制度を拡充すること。
特に、再造林に対しては、山地災害防止や資源循環利用の観点から、定額補助制度の創設など早期に対策を講ずること。
- (4) 国産材自給率50%の低炭素社会の実現のため、「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、当初予算として公共木造建築物等の整備支援策を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 森林資源を有効活用し、森林・林業の再生を推進するためには、路網の整備や高性能林業機械の導入、木材加工施設、木質バイオマス施設の整備などを総合的に実施する必要があります。
このため、地域の実情に即した柔軟な事業が引き続き実施できるよう、平成28年度以降も森林整備加速化・林業再生事業を継続することが必要です。

- (2) 日本一のスギ人工林面積を有する当県では、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する間伐等の森林整備を着実に進めており、今後も森林吸収源対策を推進するため、「地球温暖化対策のための税」の用途への森林吸収源対策の追加や森林環境税（仮称）の創設など、新たな財源を確保する必要があります。
- (3) 近年、素材生産量が増加してきており、国土の保全、森林資源の循環利用を促進するなどの観点から、造林公共予算の増額が必要となっています。
特に、主伐後の再造林が進んでいないことから、早急に、地方公共団体や森林所有者の負担が少ない定額補助制度の創設などが必要です。
- (4) 当県では、福祉分野などにおける木造化、木質化に対する意識が高く、要望も多くありますが、木造公共施設等の整備に対する支援の多くは補正予算で措置されており、市町村等による計画的な施設の整備に支障が生じることから、当初予算による十分な支援が必要です。

(参考)

○森林整備加速化・林業再生事業による林業・木材産業への主な効果

(H20との比較)

・素材生産量	8 3 万 m ³ (H20)	→	1 2 2 万 m ³ (H26)	(4 7 % 増)
・製材品及び合板出荷量	6 3 万 m ³ (H20)	→	8 8 万 m ³ (H25)	(4 0 % 増)
・林業産出額 (木材生産)	7 8 億円 (H20)	→	1 0 6 億円 (H25)	(3 6 % 増)
・新規林業雇用労働者	1 0 1 人 (H20)	→	1 4 2 人 (H25)	(4 1 % 増)

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-10 森林保全対策の充実強化について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 平成25年度、26年度の豪雨等による被災地の復旧が遅れていることから、荒廃山地の復旧・整備に対し、更なる予算の確保を図ること。
- (2) 松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病虫害等防除事業及び森林・林業再生基盤づくり交付金の予算を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成25年度、26年度の豪雨等により発生した山地災害（236か所）について、緊急性の高い箇所から優先的に復旧工事を実施してきているものの、平成27年度末においても復旧箇所が75%にとどまる状況にあり、県民の安全・安心確保のため、残る箇所についての早急な復旧が必要です。
- (2) 当県では、松くい虫被害について、海岸林等の守るべきマツ林を中心とした徹底駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでおりますが、特に、被害先端地域にあっては依然として高い水準で被害が発生しており、被害の早期発見及び駆除による徹底した防除の継続が必要です。
- (3) また、ナラ枯れについては、現在、県南地区及び中央地区の8市町村で被害が発生しており、年々、被害量が増加しています。
当県では、独自に定めた守るべきナラ林の被害木の駆除や樹幹注入による防除を実施していますが、被害が拡大していることから、更なる防除対策が必要です。

(参考)

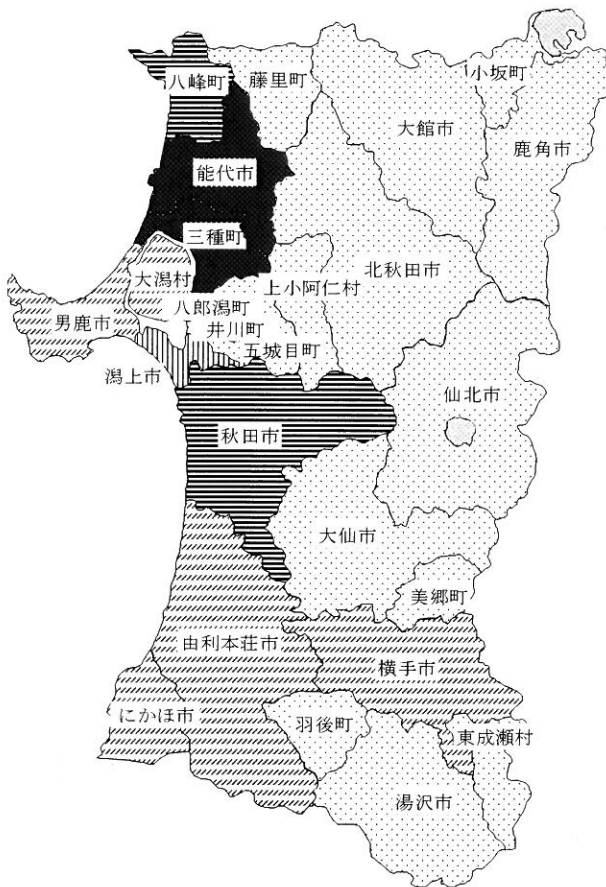
1 山地災害への対応状況

(単位：箇所、%)

年	被災箇所数	26年度 実施済み	27年度 予 定	27年度末までの 復旧率(予定)
25年豪雨等災	227	87	85	76%
26年豪雨災	9	1	4	56%
合 計	236	88	89	75%

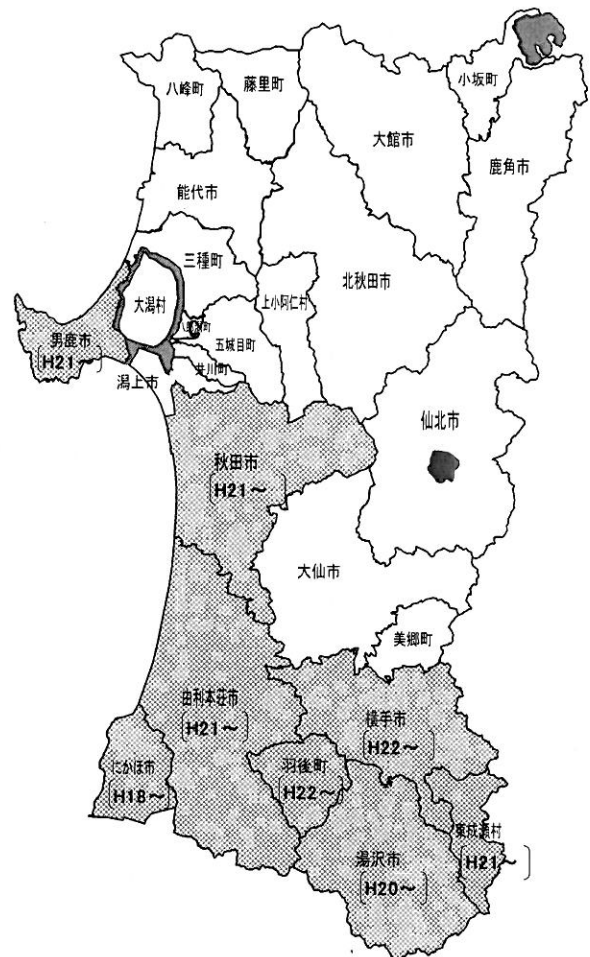
2 森林病虫害被害発生状況

①松くい虫



凡 例	
	3,000㎡以上
	1,001~3,000㎡
	501~1,000㎡
	100~500㎡
	0~100㎡

②ナラ枯れ



凡 例	
	被害市町村 (発生年度)

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

V 地域における医療・福祉対策の充実

V-1 地域における医師確保に対する支援の強化について

厚生労働省医政局

文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方の恒常的な医師不足の解消を図るため、地域毎、診療科毎の必要医師数を国の責任において明らかにし、地方の国立大学が、地域特性を踏まえた医学教育や地域への医師派遣機能の充実を図ることが可能となるよう、医学部教員の増員や施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (2) 臨床研修制度における地域医療研修期間の延長や、臨床研修後における一定期間の過疎地域勤務の義務付け、病院・診療所の管理者となる要件への医師不足地域での診療経験の付加のような、医師の地域偏在の解消に向けた新たな制度を構築すること。
- (3) 医師の養成・確保について、地方に財政負担を強いることがないよう、国の責務として十分な財政措置を講ずること。
また、地方が地域の医師不足の実情に合わせて独自に実施した、医学部医学科の地域枠入学生に係る奨学金についても、財政支援の対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成26年10月に、県が県内の72病院を対象に独自に実施した医師の充足状況調査では、全体の58%にあたる42病院が何らかの診療科で医師が不足しており、合計で402人の医師が不足していると回答しています。
また、医療施設に従事する医師の人口10万人対数では、207.5人（平成24年末現在、全国33位）で、全国平均226.5人を下回るとともに、内科、外科、整形外科、眼科、麻酔科が全国平均を下回るなど、医師の不足や地域偏在・診療科偏在といった課題を抱えています。

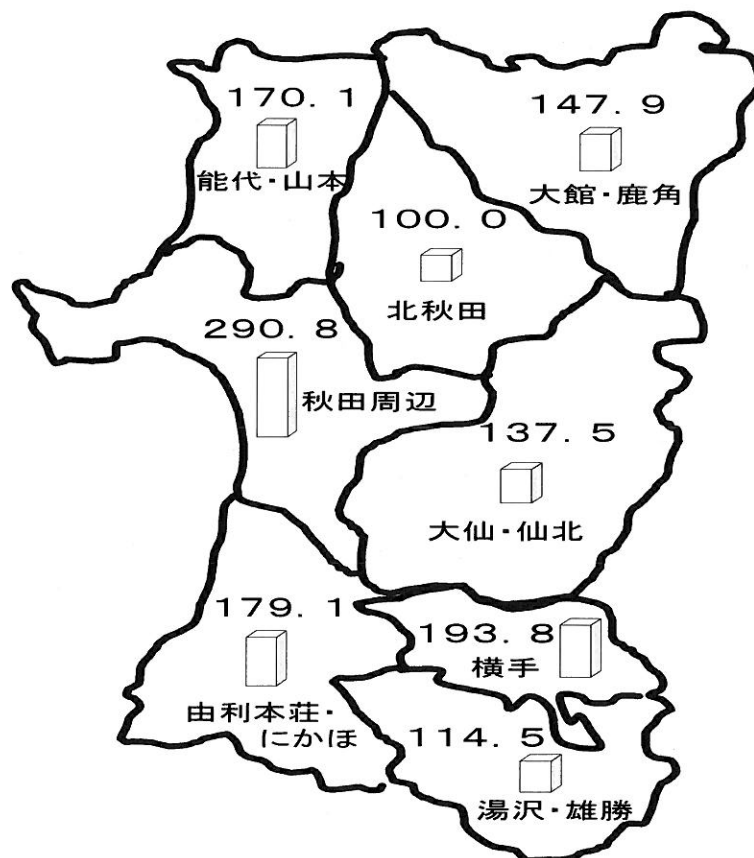
(2) このような中で、県では、医学生等への修学資金の貸与、臨床研修医の確保と県内への定着、秋田大学への寄附講座の設置など、地域医療を支える医師の養成・確保に取り組んできました。

また、医師の不足や地域・診療科の偏在を解消し、県民が安心して質の高い医療が受けられるように、平成24年11月に「医師不足・偏在改善計画」（平成24年から平成37年まで）を策定し、「若手医師の地域循環型キャリア形成システムの構築」、「県外からの研修医の確保と初期臨床研修制度の改善」、「ライフステージに応じた女性医師への更なる支援」などに重点的に取り組んでいます。

さらに、平成25年4月に地域医療支援センター（あきた医師総合支援センター）を設置し、地域枠等の若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保の支援等を一体的に行う取組を始めています。

一方、これらに長期にわたって取り組むためには、多大な財政負担が必要です。

〔二次医療圏別10万人対医療施設従事医師数（平成24年）〕
（単位：人）



(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室)

V-2 ICTを利用した地域医療ネットワークの拡大について

厚生労働省保険局、医政局

【提案・要望の内容】

ICTを利用した患者情報の共有について、新たに診療報酬の評価対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ICT技術を活用することで地域の医療機関による迅速かつ適切な患者情報の共有が可能となり、重複検査や重複処方を防ぎ、患者により安全な医療を効果的に提供することが可能となります。
- (2) 当県では、地域全体で連携しながら患者を支える医療を推進するため、医療機関相互で受診歴、処方、検査結果などの患者情報を共有できるシステムの構築及び普及を進めていますが、各医療機関では、設備導入に要する経費のほか、一定の運営経費を負担する必要があります。
- (3) 医療機関が、他の医療機関での診療の必要を認め、患者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合には、診療報酬の評価対象となっていますが、ICTを活用した診療情報提供については評価の対象となっていません。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

V-3 医療施設の耐震化及び長寿命化の促進について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

病院の耐震化を促進するため、医療施設耐震整備事業の補助基準額及び対象施設を拡充すること。

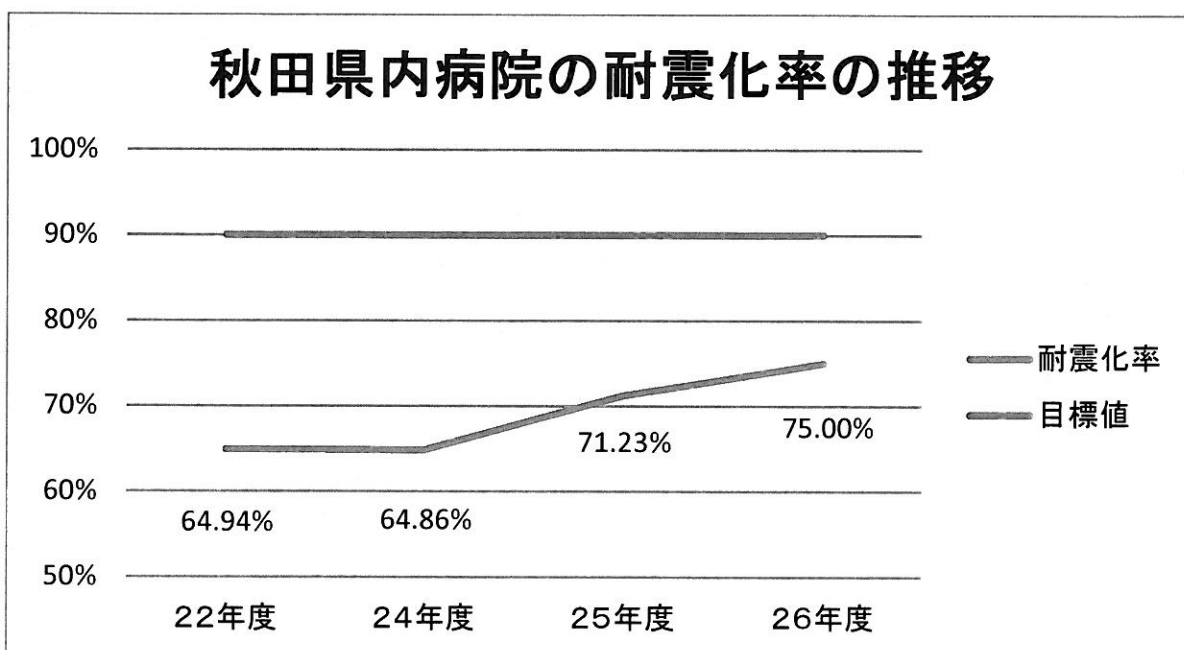
また、建築してから一定年数が経過した病院の長寿命化のための大規模改修等に対し、新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 建築物耐震改修促進法に基づく国土交通省の基本指針（平成18年1月）では、病院を含む特定建築物の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割とすることを目標としていますが、当県における病院の耐震化率は、平成26年9月1日現在で75.0%と、全国平均の67.0%を上回ってはいるものの、目標の9割には届いていません。
- (2) 病院の耐震化を促進するための現行の医療施設耐震整備事業では、補助対象施設が、原則として、二次救急医療施設等又は耐震構造指標であるI_s値（※）が0.3未満の建物を有する病院に限定されているため、当県の未耐震の病院のほとんどが補助対象となっていません。
- (3) 一方、平成21年度に創設された医療施設耐震化臨時特例交付金については、補助基準額が医療施設耐震整備事業に比べて大幅に拡充されたほか、公立病院及び公的病院が補助対象とされています。
当県では2病院がこの制度を活用し耐震化を図りましたが、当該交付金制度は、平成24年度で終了しました。
- (4) 当県では、東日本大震災の経験を踏まえ、震災時の医療を確保するため、病院の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。
このため、医療施設耐震整備事業の補助基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金並みに拡充するほか、対象施設の拡大が必要です。

(5) 当県では、周産期医療や救急医療などの拠点となる機能を有する公的病院に対して、運営費の助成を行っています。

今後、こうした医療機関の大規模改修による長寿命化を進めていくためには、更なる支援の充実が必要ですが、それには多大な財政負担を伴います。



(※) I s 値・・・建物の耐震性能を表す数値で次の三つの指標を乗じて求められます。

- ①建物の強度、粘り強さの指標
- ②建物の形状・バランスの指標
- ③経年劣化の指標

I s 値	震度6強～7程度の地震発生時の建物
0.6以上	倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
0.3以上～0.6未満	倒壊し、又は崩壊する危険性がある
0.3未満	倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

V-4 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

- (1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金における有床診療所等が行う自動火災報知設備整備及び火災通報装置整備について、補助対象を消防法施行令で設置が義務付けられている施設が行う事業まで拡大すること。
- (2) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金における有床診療所等が行うスプリンクラー整備について、有床診療所等の自己負担額が軽減されるよう補助基準額を拡充するとともに、一層の整備促進に向けて財政的な支援の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金における自動火災報知設備整備については300㎡以上、火災通報装置整備については500㎡以上の有床診療所等は補助対象外となっています。
しかし、こうした施設では、資金面での対応に苦慮しているところが多く、整備が進まない状況です。
- (2) 当県の過疎地域においては、病院はもとより、病院機能を補完する有床診療所は、在宅療養者の急性増悪時の受け皿となっており、また、在宅医療を進めていく上で、今後ますます重要な役割を担うものと位置付けています。
しかし、いずれの施設も後継者不在や医療スタッフの確保に加え、スプリンクラー等防火設備を始めとする施設整備への資金面での対応に苦慮しているところが多く、経過措置期間が終了した時点で、廃業や無床診療所への転換を選択することが懸念されています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

V-5 現物給付方式により医療費助成を行った場合の国庫負担金の減額措置の廃止について

厚生労働省保険局

【提案・要望の内容】

国は、地方が単独で実施している乳幼児・小学生や重度障害者に対する医療費の助成事業を「現物給付」により実施した場合、市町村国保に対する療養給付費負担金及び財政調整交付金を減額調整しているが、市町村国保財政に大きな影響を及ぼしていることから、減額措置を廃止すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県では、乳幼児・小学生やひとり親家庭、重度心身障害者などの医療費に係る経済的な負担を軽減するため、国の制度を補完するものとして、医療費助成事業を実施しています。

この事業は、県民福祉の向上に大きな役割を果たしていることから、今後も引き続き実施していく必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

V-6 がん対策の推進について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) がん検診の受診機会の拡大、精度管理の向上及び自己負担の軽減に向け、地方公共団体が独自に取り組んでいる受診促進策や未受診者への受診勧奨策及び検診車等の検診機器の整備に対し、十分な財政支援を講ずること。
- (2) がん検診について、職域及び市町村を含めた総体的な受診率や受診実態を正確に把握するための手法の確立を図ること。
- (3) がん医療の均てん化を推進するため、がん医療に携わる専門医の育成や地域への定着を積極的に図り、地方における専門医の不足の解消を図ること。
また、専門性の高いコメディカルの育成について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県のがんによる粗死亡率は、平成9年以降連続して全国で最も高い状況にあります。
こうした現状を踏まえ、当県では、平成25年度にスタートした「第2期秋田県がん対策推進計画」に「がんによる死亡率の20%減少」や「検診受診率50%以上」等の目標を掲げ、生活習慣の改善や、がん教育、受診率向上対策、働く世代へのがん対策、医療提供体制整備、緩和ケア等に係る施策を総合的に実施しています。
- (2) 県では、がん検診の受診率向上に向け、子宮がん検診について国の基準を上回り、20歳から39歳までの女性が毎年受診できるよう市町村に助成するとともに、胃がん検診について無料で受診できるクーポン券を40歳と50歳の全県民に配布しています。
また、働く世代のがん検診受診を促進するための休日検診への支援や、がん検診未受診者等に対し直接電話や手紙で受診を呼びかけるコール・リ

コール事業を市町村と連携しながら取り組んでいます。

一方、当県のがん検診は、検診車による巡回検診によるところが大きく、検診機器の老朽化やデジタル化に対応した更新が必要となっていますが、その整備には多額の費用が必要であり、これまで財源としていた宝くじ助成金の廃止などにより、財源確保が大きな課題です。

- (3) 当県では、職域におけるがん検診について、県医師会及び各医療機関の協力を得て調査を行うとともに、市町村が行うがん検診については、従来地域ごとの相違が見られた対象者数の定義を平成23年度から統一し、県独自に職域を含めた県全体のがん検診受診率の把握に取り組んでいます。

しかしながら、がん対策の充実を図るためには、全国的に統一された手法による検診受診状況の把握が不可欠です。

- (4) 当県では、「秋田大学がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」において専門医等の養成に取り組んでいますが、一部の分野においては依然として全国平均と比べ専門医が少ない状況にあります。

地方においてがん医療の均てん化を推進するためには、専門医のより積極的な育成を図るとともに、地域医療に携わるインセンティブの付与が必要です。

また、がん医療の質の向上を図る上で、専門性の高いコメディカルの確保が不可欠であることから、県においては、がん診療連携拠点病院等に対し、医療従事者の育成に係る経費の助成を行っていますが、安定的な財源の確保が課題です。

◎がん医療に携わる医療従事者専門資格取得状況

専門資格	人口100万人当たり	
	秋田	全国
日本がん治療認定医機構がん治療認定医	94.2	104.1
日本放射線腫瘍学会放射線治療専門医	5.8	8.1
日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医	2.9	8.1
日本看護協会がん専門看護師	1.0	4.6
日本医療薬学会がん専門薬剤師	0.0	3.4
日本医学物理士認定機構医学物理士	1.0	6.4

※数値は各認定機関のHPで公表している最新の数値を基に算出

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課がん対策室)

V-7 地域医療介護総合確保基金の配分について

厚生労働省医政局、老健局、保険局

【提案・要望の内容】

「地域医療介護総合確保基金」の配分に当たっては、県土面積、人口密度、高齢化率、積雪・寒冷の状況等を基礎的要因に加えるなど、サービス提供が非効率とならざるを得ない地域の実情を十分に勘案すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域医療介護総合確保基金については、都道府県人口、高齢者増加割合等の基礎的要因や都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して配分する方針であるとされています。
- (2) 当県では、医療、介護、福祉の連携強化を図りながら、地域包括ケアシステムの構築や在宅医療体制の充実に取り組んでいるところですが、住宅が点在している地域や積雪が多い地域などにおいては、診療報酬や介護報酬だけでは採算が取れず、事業者の参入がなかなか進んでいないのが現状です。
- (3) こうした効率的なサービス提供が困難な地域において体制を整備していくためには、移動に長時間を要することや基準以上の人員が必要となることに配慮した財政支援を行うなど、地域の実情に合わせた取組が必要です。

(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課、長寿社会課、医務薬事課)

Ⅵ 次代を担う人材育成のための教育の充実

VI-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

内閣官房
財務省大臣官房
文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) これまできめ細かな指導を展開するため、学校の実情に合わせて実施してきた少人数授業や習熟の程度に応じた指導等を全ての学級で実施できるよう、指導方法工夫改善加配を拡充すること。
- (2) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など学校が抱える課題に組織的に取り組むための加配を拡充するとともに、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化に対応するため、統合1年前の学校及び統合された学校全てに学校統合支援加配を行うこと。
- (3) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員の配置基準を見直し、定数改善を図ることと併せ、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (4) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、教育環境を一層充実させるため、少子化に伴う単なる合理化ではなく、地方の実情を十分踏まえ、上記(1)から(3)までの内容に対応した教職員定数改善計画を策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人ひとりにきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生（平成13年度）及び中学校1年生（平成14年度）において30人程度学級編制を導入しました。
その後、平成23年度から順次、小学校3年生、小学校4年生、中学校

2年生、中学校3年生へと拡充し、今年度には小学校5年生へと拡充しています※。

当県児童生徒が「全国学力・学習状況調査」において全国トップクラスの成績を収めていることや生徒指導面で安定していることは、これらの取組の成果ととらえており、児童生徒にきめ細かく対応し、安定した学校生活を保障していくことに対する県民の期待も大きく、今後も少人数学級と少人数授業（ティーム・ティーチング等）を継続・拡充していくことが強く求められています。

しかしながら、当県の少人数学習推進事業は、県独自の財政措置だけでなく、国の指導方法工夫改善の加配にも支えられており、仮に、児童生徒数の減少に併せて国の加配が削減されていくことになれば、児童生徒数の減少ペースが著しい当県への影響は大きく、削減分を補うために独自の財政負担が新たに生じるだけでなく、これまでに積み上げてきた少人数教育の成果さえ維持できなくなる恐れが生じます。

さらに、財政健全化に向けた論点の一つとして、小・中学校の教職員の合理化が挙げられていますが、少子化に伴い、単に財政的観点から教職員の定数を合理化するということであれば、これまでの国の教育に関する取組を自ら否定することになりかねません。

少子化の進展により今後ますます児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出す教育が求められていく中、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、より一層の成果を生み出していくためにも、指導方法工夫改善加配の拡充が必要です。

※ 少人数学習推進事業においては、平成13年度から平成27年度までの15年間で、県独自に約91.2億円の予算を計上。

- (2) いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、近年増大している学校課題を解決していくためには、学校としての組織的な取組が不可欠です。

また、当県は、少子化が進んでおり、それに伴う学校の統廃合も進んでいますが、学校統廃合は、児童生徒の教育環境を大きく変え、児童生徒に精神的な負担を与える場合もあり、児童生徒が安心して学校生活を営むことができるまでに時間を要するものです。

このような児童生徒の個別課題や教育環境の変化に対応するためには、学級数にかかわらず、学校単位で体制を構築する必要があり、基礎定数以外の教員の加配が必要です。

- (3) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、多様化しており、それぞれの課題に対応していくためにも、専門的役割を担う教職員の充実が必要です。

養護教諭については、保健室利用率の増加や子どもたちの心身の健康に関する問題等に対応できるよう、複数配置を拡充し、学校規模による教職員の負担の格差を是正する必要があります。

また、栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村からその配置を求められており、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進行する中、教員の学校業務量もますます増加しています。このような状況の中、子どもと向き合う時間を確保する上で、事務職員の果たす役割も大きくなっており、その複数配置の拡充が強く求められます。

併せて、外部人材の活用を積極的に取り入れるためのコーディネーター役を果たすなどの専門スタッフの配置も必要です。

- (4) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかしながら、毎年度の予算編成において加配定数とその都度決定されていく近年の状況下においては、中長期的な見通しをもった採用計画・育成計画を立てていくことは困難です。

また、教員採用の見通しが示されない状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲をもちながらも、教員を志望することを敬遠し、県外へ流出していくことにもつながりかねません。

教員を志望する若者に将来の見通しを与え、志の高い教員を計画的に採用、育成していけるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早期に策定し、中長期的な展望を示すことが必要です。

○秋田県公立小・中学校における学校数、児童生徒数、標準学級数、教職員数の推移（H23～H32）

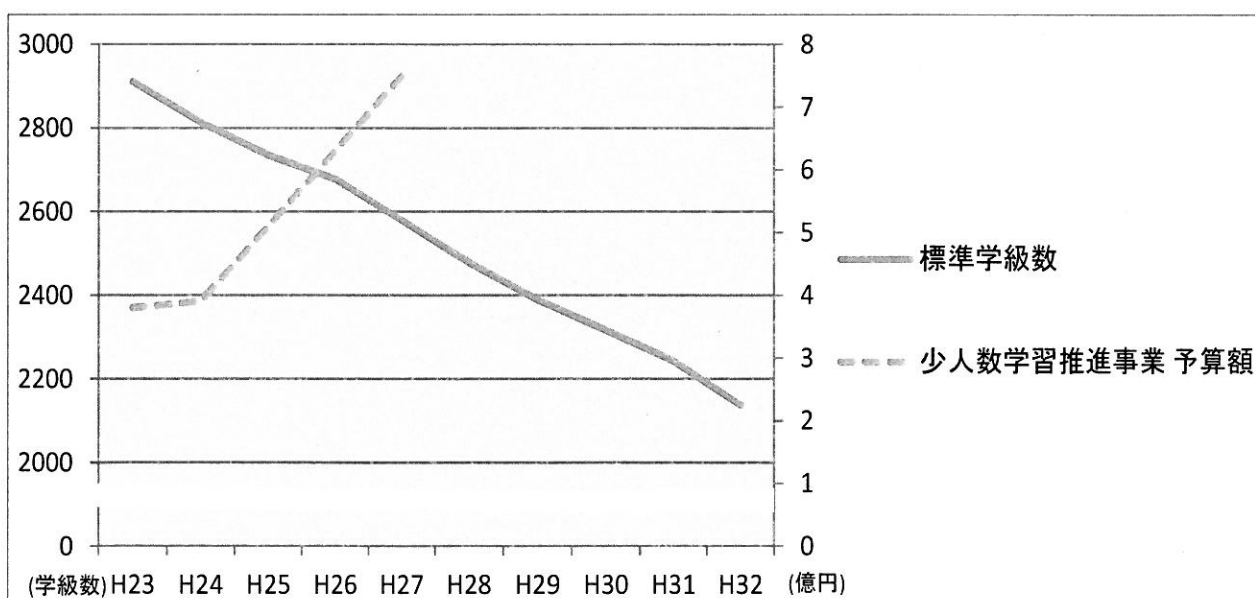
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
学校数	373	359	348	344	329	318	318	318	318	318
児童生徒数	78,751	76,462	74,357	72,407	70,384	69,138	67,576	66,448	64,928	63,192
標準学級数	2,910	2,812	2,734	2,677	2,579	2,478	2,389	2,316	2,242	2,137
教職員数	6,479	6,370	6,235	6,161	6,028	—	—	—	—	—

- ※1 学校数は既に統廃合が予定されているものについてのみ反映
- ※2 H28以降の標準学級数は、児童生徒数見込みを基に推計
- ※3 H28以降の教職員数は、国の加配定数に大きく左右されるため推計が困難

○少人数学習推進事業に係る対象学年の変遷と予算投入額

		H23	H24	H25	H26	H27
少人数 学習推 進事業	30人程度学級 対象学年	小1～3 中1	小1～4 中1	小1～4 中1～2	小1～4 中1～3	小1～5 中1～3
	臨時講師(人)	40	48	58	51	92
	非常勤講師(人)	95	78	104	154	133
	予算額(億円)	3.8	3.9	5.1	6.3	7.5

※ 講師の人数は実績ベース



(県担当課室名 教育庁義務教育課)

VI-2 公立大学や地方の国立大学の安定的な運営の維持 について

総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 秋田県立大学、国際教養大学などの公立大学を安定的に運営するため、地方交付税において、学生一人当たりには要する経費（単位費用）を引き上げるなどの措置を講ずること。
- (2) 秋田大学を始めとする地方の国立大学法人が、教育研究活動を将来にわたり強化できるよう、運営費交付金を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県が設置した秋田県立大学や国際教養大学は、産業振興や人材育成、地域のグローバル化など、多様な分野において大きな役割を果たしています。
公立大学の運営経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されていますが、平成23年度以降、その単位費用は毎年度減額されており、厳しい運営を余儀なくされています。
当県において、引き続き少人数教育等による質の高い教育を行うとともに、産学官連携などの取組により、地域の活性化に十分貢献できるよう、単位費用の増額などを行う必要があります。
- (2) 秋田大学は、地域の振興や県民の医療の確保などに大きく貢献していますが、地域における「知の拠点」として、その機能を十分に発揮し、地域課題を解決していくため、国立大学法人運営費交付金を拡充する必要があります。

(県担当課室名 企画振興部学術振興課)

VI-3 子ども・子育て支援新制度における公定価格の拡充 について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度の公定価格については、保育士の「量的拡充」及び処遇改善を含む「質の改善」の両面から単価を設定し、職員給与の改善を実現するよう、子ども・子育て支援新制度の実施に必要な1兆円超の財源を確保すること。
- (2) 公定価格における除雪費加算については、特別豪雪地帯が対象で、豪雪地帯は対象外となっているため、同一市町村内でも対象となる保育所等が限定されていることから、対象地域を豪雪地帯に拡大するとともに、降雪時季を考慮した給付を行うよう、実態に合った制度に改めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においては、少子化傾向により出生数は減少しているものの、経済環境の変化等から保育ニーズは高まっているのに対し、保育士の確保が困難なことから受入れが難しい市町村が存在します。
一方、保育士を正規職員として採用する保育所が少なくなっているため、保育士を目指す学生の多くは、県内就職が難しい状況です。
特に、私立保育所では、正規職員として雇用されても、多忙な就労環境や低い賃金のため、比較的短期間に離職するケースが見受けられます。
保育所が年間を通じて安定的に人材を確保し、多様な保育ニーズに対応できる体制を整えられるよう、「子ども・子育て支援新制度」における公定価格を拡充する必要があります。
- (2) 当県は、全県が豪雪地帯に指定されていますが、特別豪雪地帯は合併前の旧市町村単位での指定となっているため、同一市町村の中でも除雪費加算の対象となる私立保育所が限定されています。
近年は、大雪による被害が県内全域で発生しており、特別豪雪地帯と豪雪地帯の区別がつかない状況となっています。
こうしたことから、除雪費加算の対象地域を豪雪地帯に拡大するなど、実態に合った加算制度にする必要があります。
また、除雪等降雪対策に要する経費については、降雪前から雪囲いなどの作業が始まることから、年内に給付される必要があります。

【参考資料】

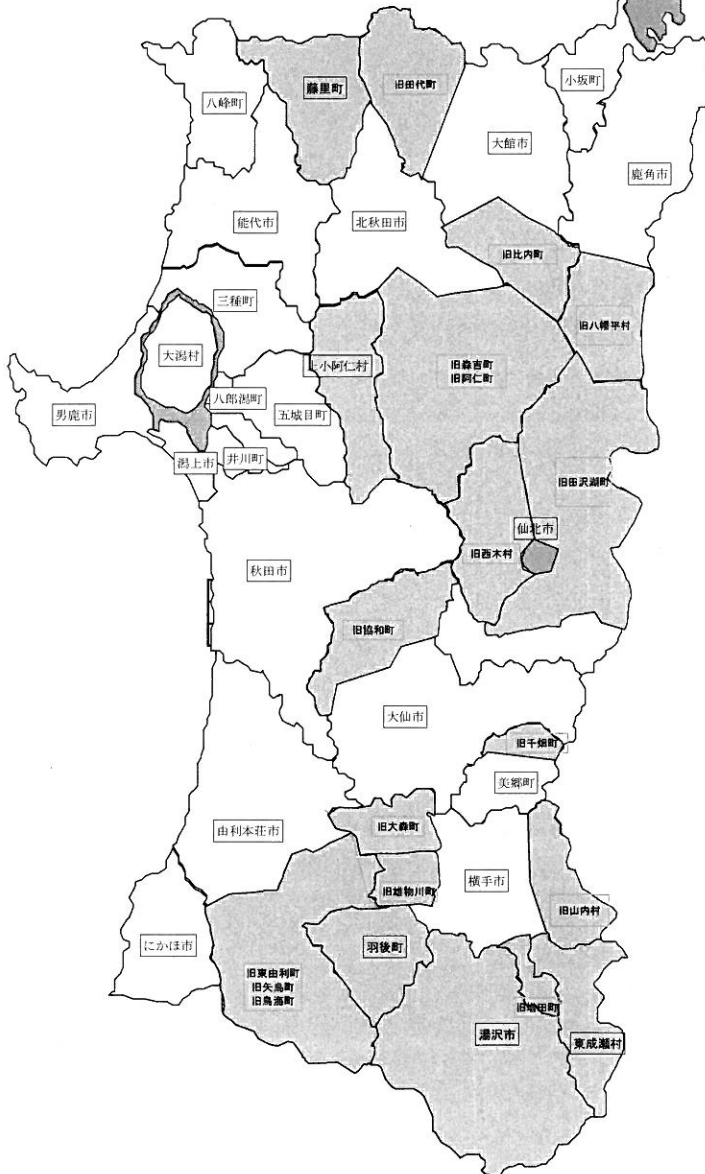
職種別所定内給与額(平成26年)

区 分		保育士	幼稚園教諭	看護師	准看護師	歯科衛生士	販売店員 (百貨店除く)
全 国	年 齢(歳)	35.1	32.1	39.2	47.7	33.3	38.1
	勤続年数(年)	7.7	7.7	7.8	10.5	5.7	7.6
	所定内給与額(千円)	208.5	225.0	296.2	257.5	235.6	189.7
秋 田 県	年 齢(歳)	41.1	35.9	39.7	46.3	44.6	42.2
	勤続年数(年)	15.9	11.7	10.0	10.9	13.8	9.7
	所定内給与額(千円)	194.7	186.9	288.4	236.7	244.6	151.5

公定価格の除雪加算対象地域

(豪雪地帯対策特別措置法 特別豪雪地帯)

加算対象市町村は、合併前69市町村のうち20町村・1地区(網掛け部分が対象)



○県内就学前施設の状況(私立)

対象施設	22園
対象外施設	175園
施設総数	197園

○対象地区

○鹿角市のうち 旧八幡平村
○大館市のうち 旧比内町、田代町
○北秋田市のうち 旧森吉町、阿仁町
○上小阿仁村
○藤里町
○由利本荘市のうち 旧矢島町、鳥海町、 東由利町
○大仙市のうち 旧協和町
○仙北市のうち 旧田沢湖町、西木村
○美郷町のうち 旧千畑町
○横手市のうち 旧増田町、大森町、 雄物川町、山内村
○湯沢市
○羽後町
○東成瀬村

(県担当課室名 教育庁幼保推進課)

Ⅶ 人口減少社会への対応に向けた支援充実

Ⅶ－１ 女性の活躍推進に向けた支援について

内閣府男女共同参画局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

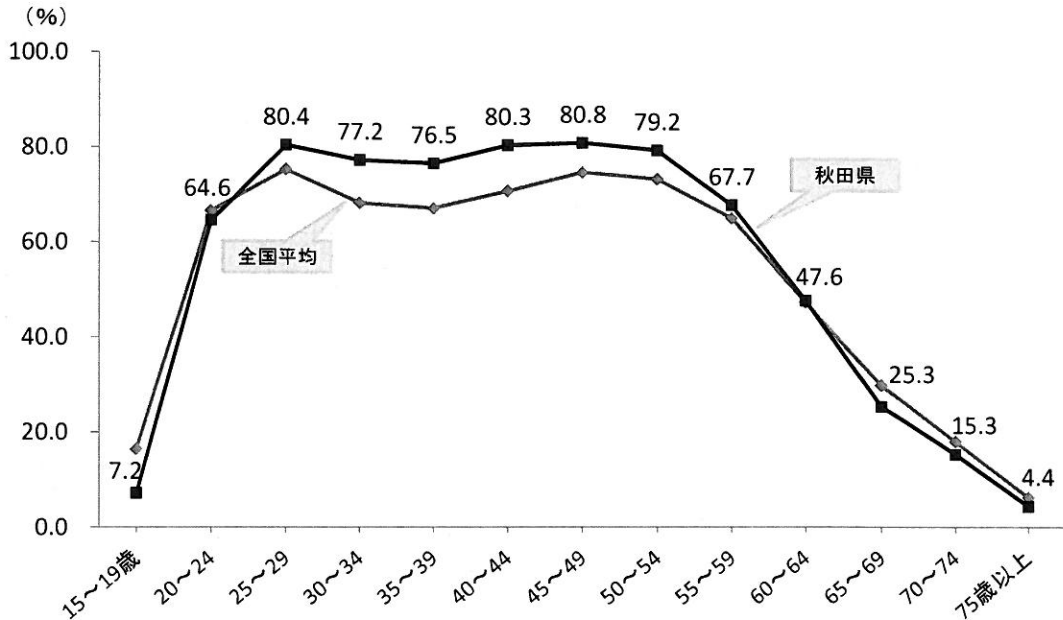
女性の活躍を推進するため、自治体に対する現行の交付金制度（地域女性活躍推進交付金）を継続するとともに、行動計画を策定するなどして、女性の活躍推進に取り組む事業所に対する助成金等の制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、人口減少や少子高齢化が全国で最も進んでおり、今後県の活力を維持・向上していくためには、女性の活躍が不可欠となっていますが、女性の有業率は全国平均を上回っている（全国14位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低迷している（同44位）など、女性の能力の活用が十分には進んでいません。
- (2) 県では、これまで、女性の能力の活用等に積極的に取り組む事業所を「男女イキイキ職場宣言事業所」として、パンフレット等で広く周知するとともに、女性の活躍推進に向けた職場環境の整備に取り組んでいる事業所に対して、入札参加資格上のインセンティブを与えています。
- (3) こうした取組に加え、今年度から地域女性活躍推進交付金を活用して、行政と経済団体等で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置するとともに、企業経営者やリーダーとなる女性を対象としたセミナーの開催や普及啓発のための全国規模のイベントの実施など、官民が一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成しながら、女性が仕事を続け、意欲と能力に応じて活躍できる環境づくりを進めることとしています。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案では、労働者数が300人を超える一般事業主には、女性の職業生活における活躍の推進の取組に関する行動計画の策定が義務付けられますが、当県における対象事業所は全事業所の0.1%に過ぎず、女性の活躍を推進していくためには300人以下の事業所の取組が不可欠です。

- (5) 女性の活躍推進に向けた取組を継続的に実施していくためには、当該交付金制度を継続するとともに、行動計画を策定するなどして、女性の活躍推進に取り組む事業所に対する助成金等の制度の創設が必要です。

(参考) 女性の年齢階級別有業率



管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位	管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)	女性有業者に占める女性管理的職業従事者の割合 (%)	起業者に占める女性の割合 (%)
1	高知県 21.8	東京都 1.1	高知県 18.2
2	青森県 20.3	高知県 1.0	佐賀県 18.2
3	和歌山県 18.4	大阪府 0.9	富山県 16.8
	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・
44	秋田県 8.6	静岡県 0.4	石川県 8.2
45	静岡県 8.3	石川県 0.4	長崎県 7.7
46	石川県 8.0	秋田県 0.4	秋田県 7.0
47	滋賀県 8.0	滋賀県 0.3	長野県 6.3
—	全国平均 13.4	全国平均 0.7	全国平均 12.3

総務省「平成24年就業構造基本調査」より

(県担当課室名 生活環境部男女共同参画課)

Ⅶ－２ 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省大臣官房、雇用均等・児童家庭局

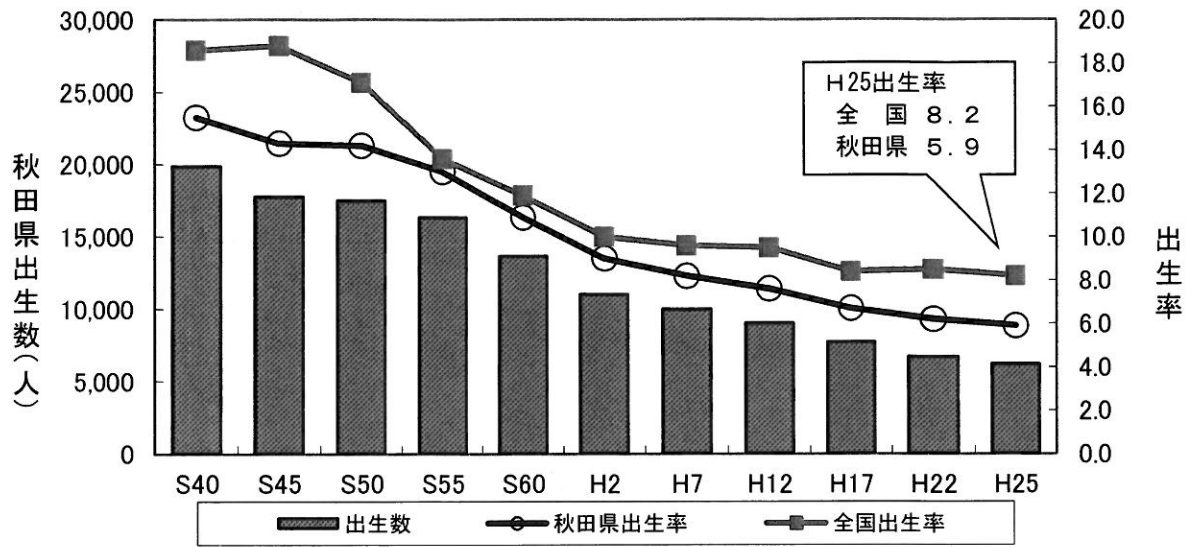
【提案・要望の内容】

- (1) 現在の少子化の状況が危機的状況にあることを踏まえ、結婚や出産、子育て等について、国が主体となってマスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開し、全国的な機運の醸成を強力に推し進めること。
- (2) 中小企業における従業員の仕事と子育ての両立が図られるよう、一般事業主行動計画策定に係る支援のほか、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の拡充や手続の簡素化を図ること。
- (3) 地方が、創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に推進するため、自由度の高い基金を創設できるよう、財源的措置を講ずること。

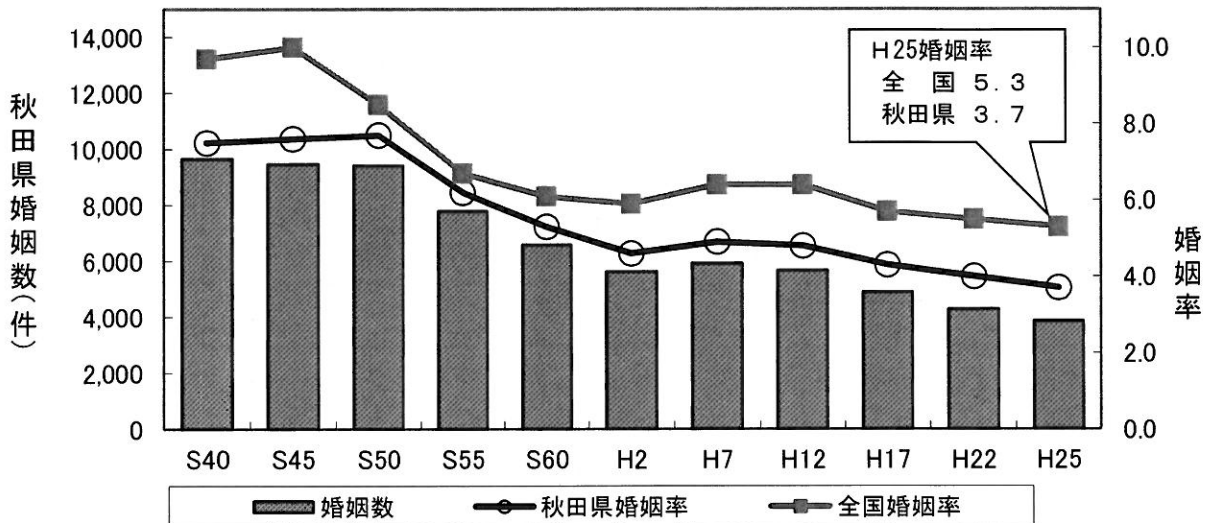
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が平成7年以降19年連続、婚姻率が平成12年以降14年連続で全国最下位、人口減少率も12.6（千人比）と全国で最も高く、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。
そのため、県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に少子化対策を位置付け、官民一体となった少子化対策を推進しているほか、より効果的・効率的な事業の推進を図るため、平成27年度からは「人口問題対策課」を設置しています。
- (2) 主な取組として、「一般社団法人あきた結婚支援センター」による出会い・結婚の支援を始め、専門アドバイザー派遣による中小企業の一般事業主行動計画策定への支援、子育てしやすい職場づくりに積極的な企業・団体への助成など、両立支援の促進にも積極的に取り組んでいます。
- (3) 少子化対策は国民的課題であり、国は、未婚化・晩婚化への対応、出会い・結婚支援や子育て環境の整備等をその責任において強力に推進していくとともに、地方の取組を支援する必要があります。

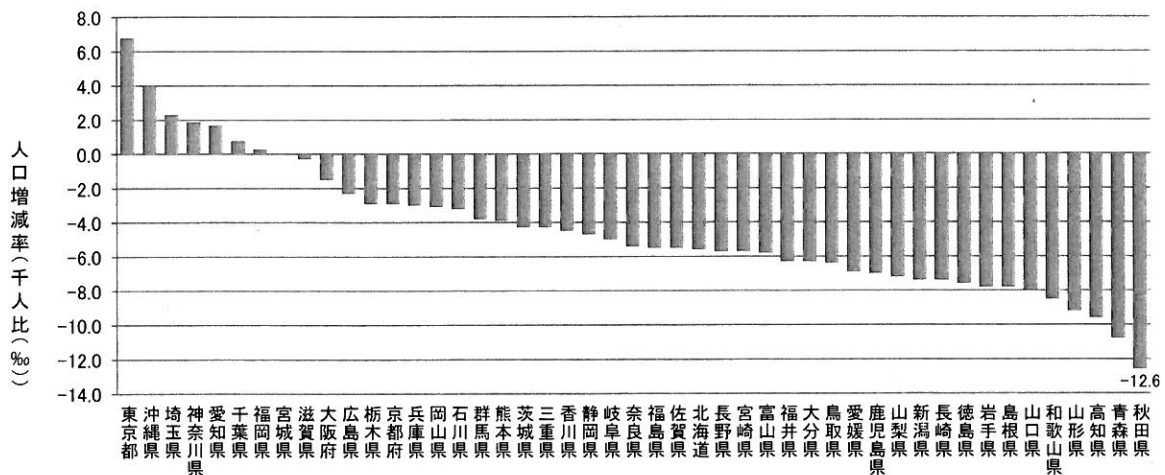
(参考1) 当県の出生数・出生率



(参考2) 当県の婚姻数・婚姻率



(参考3) 都道府県別人口増減率(平成25年10月~26年9月)



※(参考1)(参考2)は人口動態調査【厚生労働省】、(参考3)は人口推計【総務省統計局】による。

(担当課室名 企画振興部人口問題対策課)

Ⅶ－３ 子ども・子育て対策の充実について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、保険局、社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 妊婦及び出生児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査については、歯科健康診査も含めた総合的な健康診査とすること。
- (2) 不妊治療における体外受精・顕微授精などは、医療保険が適用されず、高額な自己負担を伴うことから、医療保険の適用や自己負担に対する助成額の増大など、更なる支援措置を講ずること。
- (3) 中軽度の聴覚障害を有する児童の補聴器購入費用について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 妊婦に対する歯科健康診査は、妊婦及び出生児の健康の保持・増進を図る上で重要な役割を担っていることから、県では、平成15年度から、妊婦一般健康診査に加えて歯科健康診査を含めた費用等について、市町村に対して助成するなど、妊婦健診事業の充実強化を図る各種施策を積極的に展開しています。
国では、妊婦一般健康診査について、平成25年度以降、市町村に対して地方財政措置を講じていますが、歯科健康診査については対象となっていません。
- (2) 不妊治療費助成については、県では、平成24年度より国の補助事業に加え、助成回数、助成額の嵩上げを行っており、平成27年度からは、新たに男性不妊治療に対する助成額として、1回10万円を嵩上げしています。
また、こうした事業に加え、不妊に関して悩んでいる方のための相談窓口を開設するなど、総合的な支援に取り組んでいます。

- (3) 聴覚に障害を有する児童が早期に補聴器を装用することは、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上に大きく寄与するものですが、中軽度の聴覚障害（聴力レベル30以上70デシベル未満）がある児童については、高額な補聴器を購入しなければなりません。

このため、県では平成22年度から、医師が装用を認めた中軽度の聴覚障害を有する児童に対して、補聴器の購入費用の3分の1を市町村を通じて助成しています。

また、市町村も県と同程度の助成措置を行っています。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

VIII 大規模災害に備えた防災体制の整備

Ⅷ－１ 県民の生命・財産を守る土砂災害防止対策の推進について

財務省大臣官房、主計局

総務省自治財政局

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

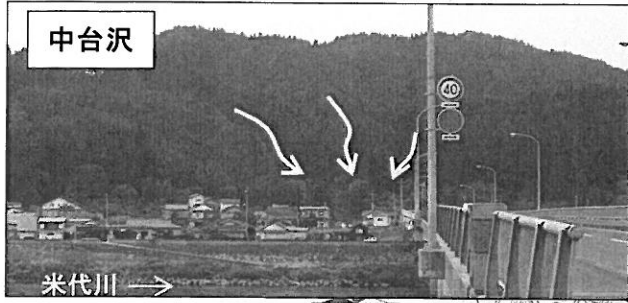
【提案・要望の内容】

- (1) 土砂災害防止法の趣旨に沿って、土砂災害警戒区域等の指定が円滑かつ着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分に確保すること。
併せて、地方負担を軽減するため、交付金事業における現行交付率の嵩上や起債充当を認めるとともに、地方交付税措置の拡充を図ること。
- (2) 県土を保全し土砂災害から県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備について、保全人家戸数やがけの高さ等の交付金事業の採択基準を緩和するとともに、土砂災害防止対策に必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を今後5か年で完了させることとし、県の重点課題として指定の加速化に取り組んでいます。
・平成26年度末時点 指定率22%
- (2) 基礎調査費は砂防交付金事業の約4割を占め、その事業費の3分の2は県の一般財源となり、県財政に与える影響が大きくなっています。
限られた予算の中で、ソフト事業とハード事業の両輪により、住民の安心・安全の確保を図っていくためには、基礎調査に要する県負担の軽減が必要です。
・基礎調査費の財源内訳 国費：1／3、県費：2／3(起債充当不可)
- (3) 地元から施設整備の要望がある緊急性の高い土砂災害危険箇所が多くが交付金事業の採択要件を満たさず、県単独事業で対応せざるを得ない状況にあり、施設整備の推進には採択基準の緩和が必要です。
- (4) 県では、6名が犠牲となった一昨年(2014年)の仙北市田沢湖供養佛地区の土砂災害を踏まえ、市町村と共同で、土砂災害危険箇所に関する地元周知説明会を全ての約400地区において開催済みであり、さらに、危険箇所を表示した約1,700枚の周知看板の設置を進め、今年の7月頃までに全箇所ですべて完了する予定です。

平成27年度 秋田県における主要事業箇所図



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅷ－２ 治水事業の推進とダム建設の整備促進について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

- (1) 気候変動による予測困難で経験したことのない降雨が増大しており、洪水被害から県民の生命・財産を守るため、雄物川などの直轄河川を始め、三種川（床上浸水対策特別緊急事業）、下内川、新波川などの県管理河川における治水事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) ダムは、洪水防御はもとより、農業用水や水道用水の安定確保、水力発電等の総合的観点から重要な社会資本であることから、成瀬ダム及び鳥海ダムの本体工事の着手を早期に実現すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、交付金事業と県単独事業により、都市近郊河川や住家連担地の未整備区間の河川整備に重点的に取り組んでいます。河川整備事業の7割程度を県単独事業で実施しており、早期に洪水被害の増大に対処するためには、交付金事業等の拡充による国の支援が必要です。
- (2) 成瀬ダムについては、本体工事着手に向けた工事用道路等の建設が進んでおり、地元では早期の本体工事の着手により、平成36年までの完成を強く望んでいます。
- (3) 鳥海ダムについては、今年度、計画調査から建設段階へ移行するとともに、去る4月16日には工事事務所も開所され、地元では一日も早い本体工事の着手を期待しています。

平成27年度 秋田県における主要事業箇所図



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅷ－３ 局地的な豪雨に対応した観測体制の充実・強化について

国土交通省水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

北東北地域において精度の高い雨量観測範囲の拡大を図るため、本県を含めた北東北全地域をカバーする「XRAIN」のレーダ装置を複数設置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年の広島市における土砂災害など、局地的な豪雨災害が全国各地で発生しており、当県においても、家屋や道路、農作物、農業用施設等に大きな被害が発生しています。

特に、この6～7年の期間では激甚災害法が適用になった豪雨災害に複数回見舞われ、平成25年8月の災害救助法が適用になった大雨では、短期間の集中豪雨により多くの尊い命が失われました。

- (2) 「ゲリラ豪雨」とも称される局地的な豪雨をもたらす雲は、急速に発達するため、従来の気象レーダでは捉えることができない場合があります。

こうしたことから、国では、局地的な雨量をほぼリアルタイムに観測できる「XRAIN」の整備を進めていますが、北東北地域において、その観測範囲は未だ一部の地域にとどまっています。

- (3) 「XRAIN」は、自治体の防災活動はもとより、スマートフォンアプリの提供やテレビ放送、ホームページによる情報発信など、住民の避難対策に極めて有用であります。

また、気象庁が平成26年8月から提供を開始している気象予報システム「高解像度降水ナウキャスト」に「XRAIN」の観測データが取り込まれることにより、雨量や降水域の予測精度の向上が図られます。

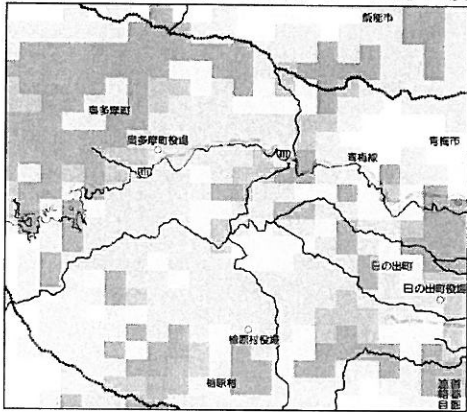
- (4) 迅速かつ的確な防災活動を行うためには精度の高い観測データの把握が重要であることから、北東北地域において「XRAIN」のレーダ装置の増設により観測範囲を拡大するとともに、より観測精度を向上させるため、複数レーダでカバーする範囲を拡大する必要があります。

【参考資料】

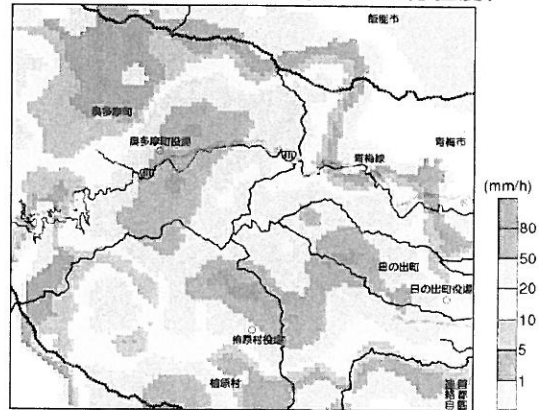
XRAINとCバンドレーダの比較

- XRAINは、従来のレーダ(Cバンドレーダ)と比べて、高頻度(5倍)、高分解能(16倍)での観測が可能。
- これまで5～10分程度かかっていた配信に要する時間を、1～2分程度に短縮。

【既存レーダ(Cバンドレーダ)】
 (最小観測面積:1kmメッシュ、配信周期:5分
 観測から配信に要する時間 5～10分程度)



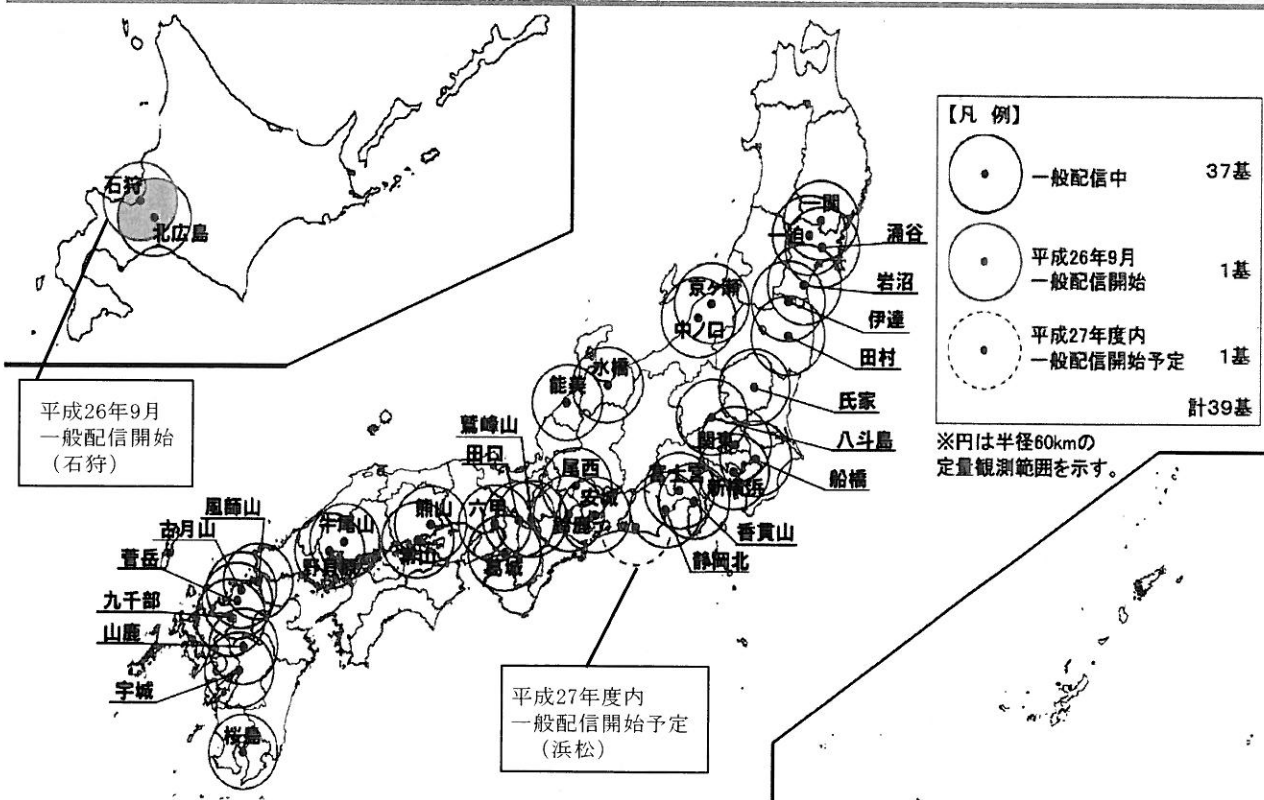
【XRAIN】
 (最小観測面積:250mメッシュ、配信周期:1分
 観測から配信に要する時間 1～2分程度)



高頻度(5倍)
 高分解能(16倍)

※Cバンドレーダ(定量観測半径120km)は広域的な降雨観測に適するのに対し、XRAIN(定量観測半径60km)は観測可能エリアは小さいものの局地的な大雨についても詳細かつリアルタイムでの観測が可能。

XRAINの整備状況(平成27年度一般配信開始予定含む)



(県担当課室名 総務部総合防災課)

Ⅸ 公共基盤整備の着実な推進

Ⅸ－１ 人口減少社会に対応した「県土の骨格」を形成する 道路ネットワークの整備促進について

① 高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

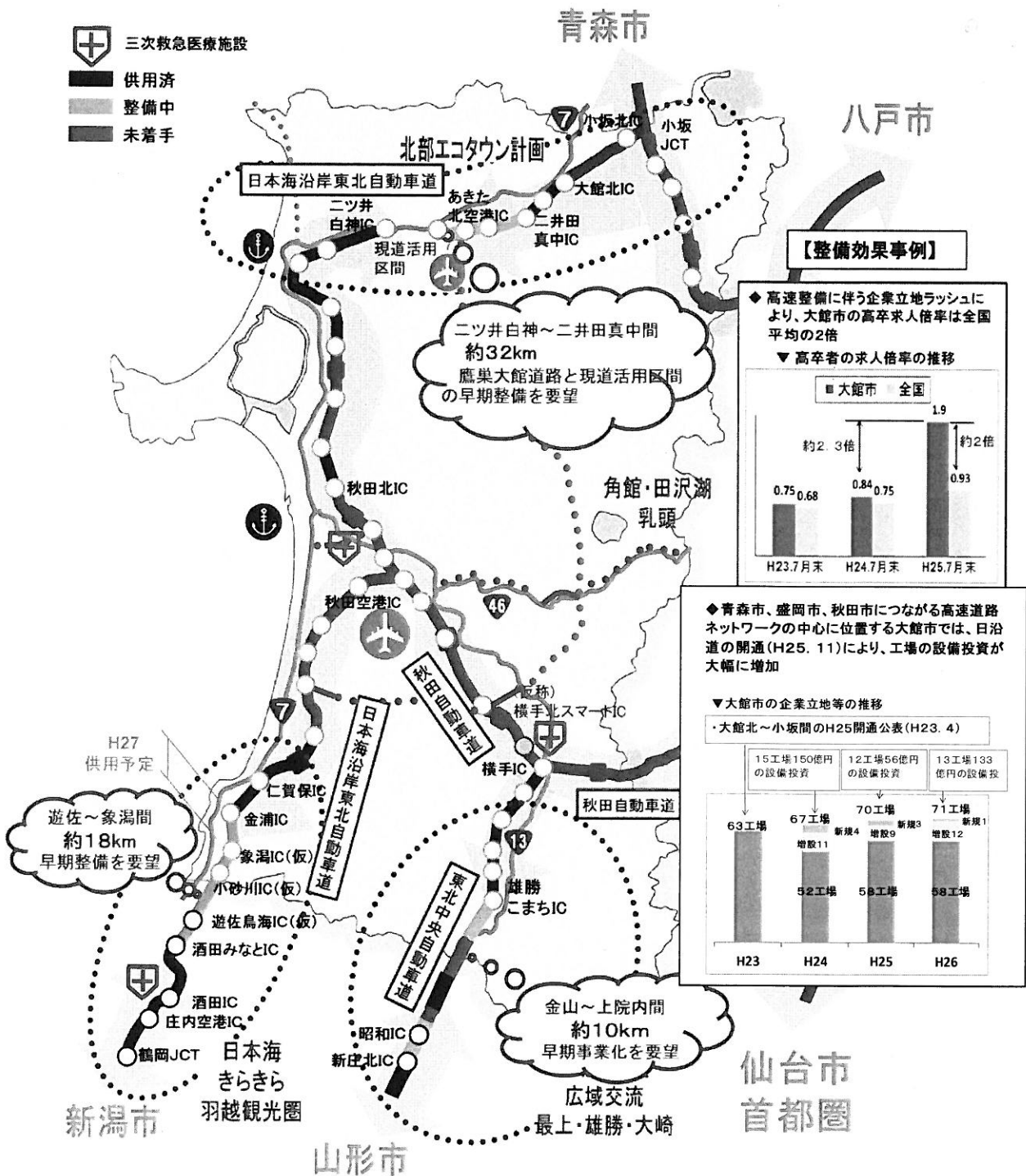
高速道路は、広域防災ネットワークの構築や、企業立地・観光振興、物流・生活コストの軽減などの地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 東北中央自動車道「金山～上院内」間について、早期の新規事業化を図ること。
- (2) 完成時期が示されている「鷹巣大館道路」や「院内道路」を始め、「遊佐象潟道路」や「二ツ井白神 I C～小繋」間、「横堀道路」などの事業中区間について、必要な予算を確保し早期整備を図ること。
- (3) 高速道路の利便性を向上させる休憩施設等の整備やスマートインターチェンジの整備支援に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「大館北～小坂」間が一昨年 11 月に供用され、企業立地が進むなど大きな効果を上げています。
- (2) 当県では、日本海沿岸東北自動車道「酒田みなと～金浦」間、「二ツ井白神～二井田真中」間及び東北中央自動車道「新庄北～雄勝こまち」間が不連続であり、地域産業や経済発展の妨げとなっています。
- (3) 特に「金山～上院内」間については、未だ事業化に至っておらず、早期の事業着手が求められています。
- (4) 当県では、二ツ井今泉道路とあきた北空港 I C を結ぶ「鷹巣西道路」について、早期供用を目指し重点的に事業推進しています。
- (5) 「横手北スマート I C (仮)」等の設置により、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化や周辺道路の渋滞緩和などの効果が見込まれます。
- (6) 県内の高速道路には、サービスエリアが 3 か所、パーキングエリアが 7 か所設置されていますが、設置間隔が長いことに加え、給油所や飲食施設等がほとんどないことから、「遊佐～象潟」間への設置を始めとする県全体を見渡したバランスの取れた休憩施設の設置が必要です。

高速道路ネットワークの早期完成



(県担当課室名 建設部道路課)

Ⅹ－２ 人口減少社会に対応した「県土の骨格」を形成する 道路ネットワークの整備促進について

② 高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

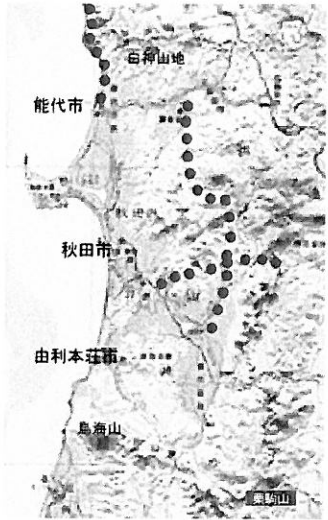
県全体の活力を維持し地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化するためには、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する次の路線を地域高規格道路として整備すること。
 - ① 県都秋田市と盛岡市を最短で結ぶ県央部の「横軸」である国道46号について、「仙北市生保内～卒田」間を新規事業化すること。
 - ② 国道101号「西津軽能代沿岸道路」や国道105号「大曲鷹巣道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。
- (2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道7号下浜道路や秋田南バイパス（4車線化）、国道13号河辺拡幅など、幹線国道の整備を促進するとともに国道13号「横手市八幡～大仙市和合」の4車線化について新規事業化を図ること。
- (3) 既存の道の駅を地方創生の拠点とするための取組に対し、必要な予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 交流促進、三次救急医療施設への搬送時間短縮、観光振興など、地域の自立と活性化のため、生活圏中心都市間のアクセス性向上が不可欠です。
 - ① 国道46号は、角館バイパスが平成25年3月に全線供用され渋滞解消に大きく寄与していますが、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。
 - ② 国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、冬期災害に強い道路づくりが必要であることから、今年度は道路交通調査費補助等により、道路予備設計や環境調査を行います。
- (2) 国道7号及び13号は、日沿道や東北中央道と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線にもかかわらず、事業区間を始め慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している区間があります。
- (3) 道の駅「象潟」が今年1月に重点「道の駅」に選定され、環鳥海地域の観光等の情報発信拠点として更なる機能強化が期待されています。

高速道路を補完する道路網の整備



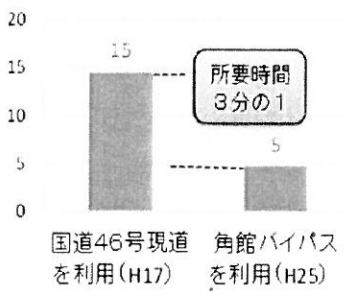
【秋田県地形図】



【整備効果事例】

所要時間が3分の1に短縮しました

▼ 月見堂～羽根ヶ台の所要時間



・街の中を通らなくて良いため、信号がなく、通勤の時間がバイパスの区間は半減になり、運転も楽になった。

(沿線企業へのヒアリング結果 H26.3月)

(県担当課室名 建設部道路課)

区－２ 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進と県内港湾における津波対策への支援について

国土交通省大臣官房、港湾局

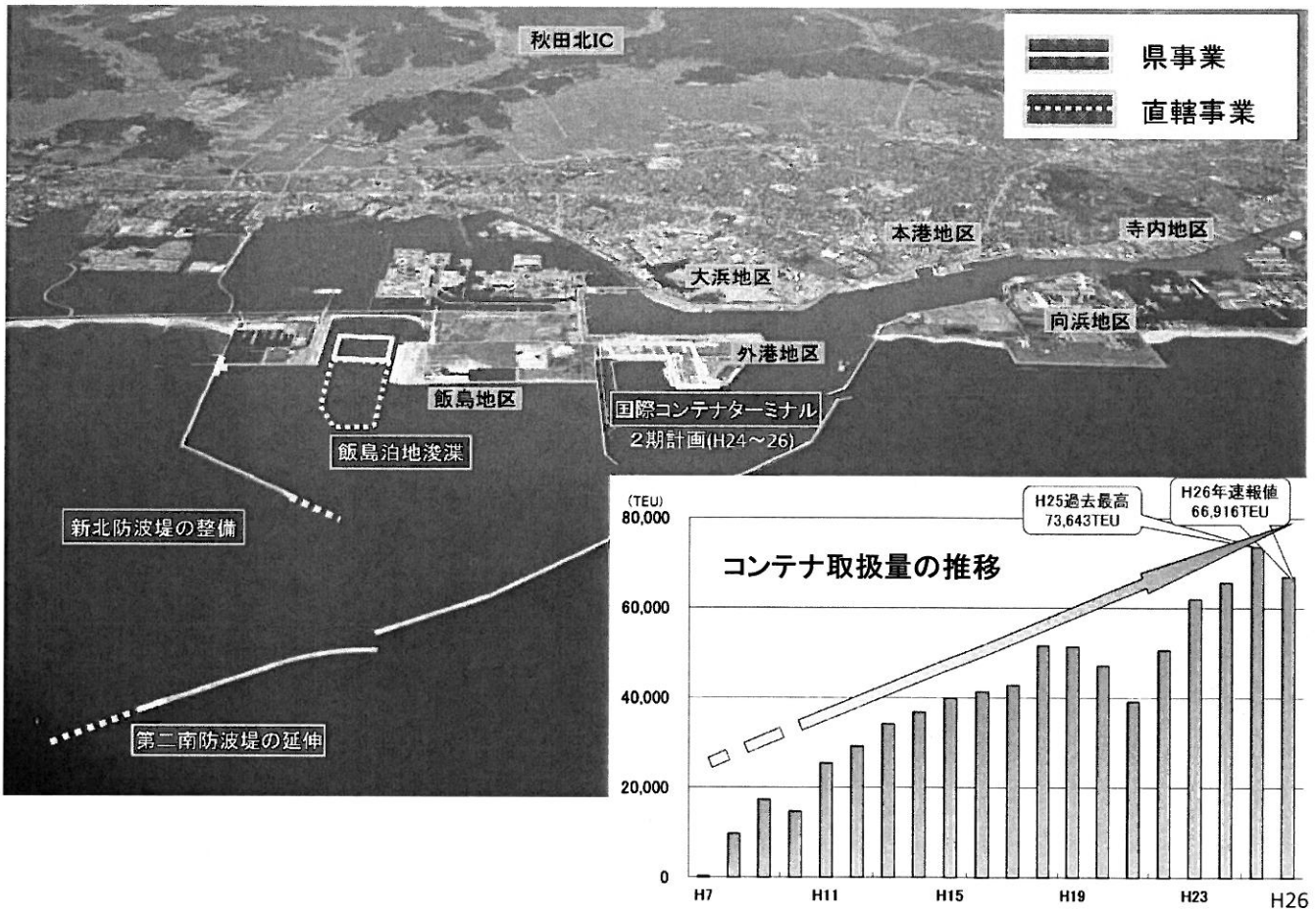
【提案・要望の内容】

- (1) 環日本海交流の拠点である秋田港やエネルギー供給の拠点である能代港について、通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする港内静穏度の更なる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備を促進すること。
- (2) 能代港の大森地区泊地（－１３ｍ）の改修について、必要な予算を確保し早期整備を図ること。
- (3) 船川港を始めとする県内港湾の津波対策については、平成２６年度から具体的な対策の検討を進めており、早期に津波対策（避難タワー、防潮堤等の整備）が実現できるように支援すること。

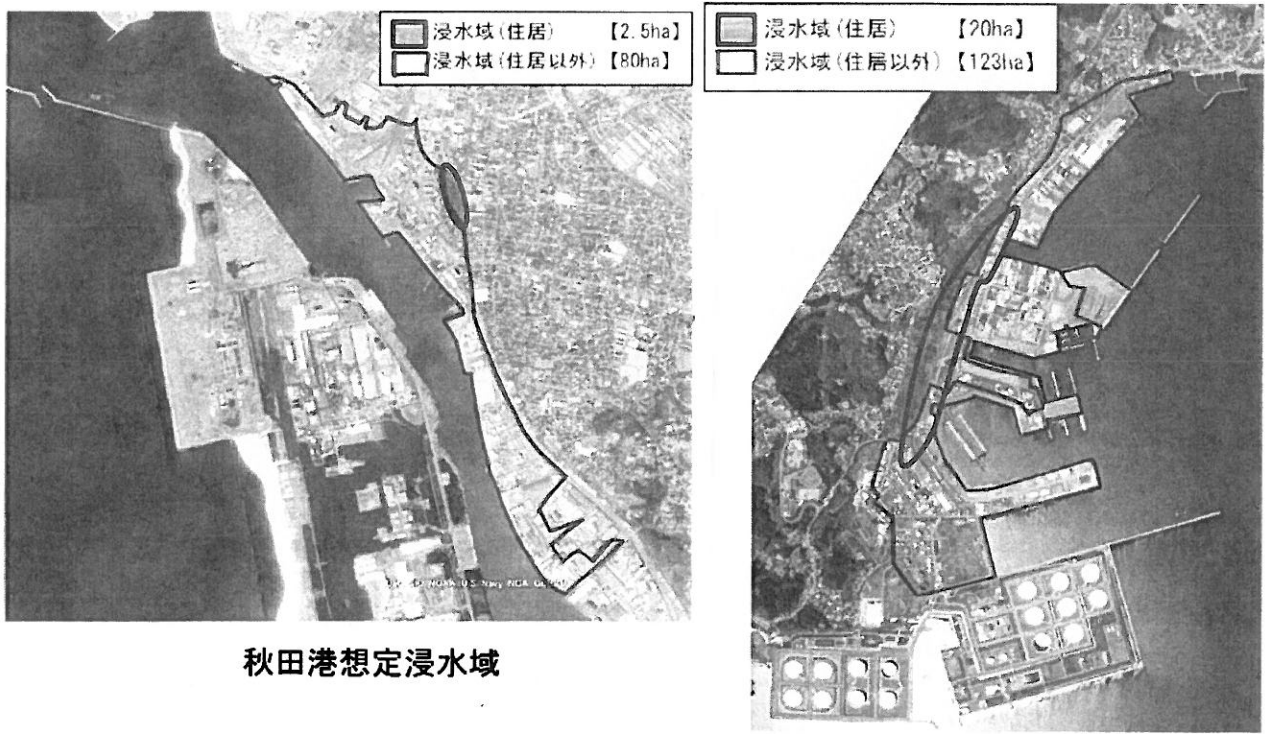
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港の平成２６年のコンテナ取扱量は、６万６千ＴＥＵと高水準を維持しており、環日本海交流の重要拠点となっています。
こうした状況に対応するため、県が外港地区に整備を進めていた国際コンテナターミナルが平成２６年度に完成しましたが、港内の岸壁は通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする静穏度に達しておらず、国による防波堤等の整備が急務です。
- (2) 能代港では能代火力発電所３号機の建設計画が再開し、今後更なる港湾物流の増加が見込まれていますが、防波堤船通し部からの流入土砂等により港内に土砂が堆積し、船舶の航行に支障を来していることから、早急な改修が必要です。
- (3) 県では、数十年から百数十年に一度発生すると想定される「発生頻度の高い津波の水位」を平成２５年９月に設定し、平成２６年度からは港湾における具体的な津波対策の検討を進めており、港湾背後地の人命・財産を守るための対策が必要です。

環日本海交流の拠点となる秋田港の整備促進



県内港湾における津波対策への支援



秋田港想定浸水域

船川港想定浸水域

(県担当課室名 建設部港湾空港課)

Ⅸ－３ 生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

人口減少社会を踏まえ、持続的かつ効率的な生活排水処理を実現するため、県が取り組んでいる次の生活排水処理の広域共同化に係る施設整備について、予算の拡充を図り必要な支援を行うこと。

- (1) 秋田市単独公共下水道と県流域下水道との統合に伴う臨海処理センターの水処理施設の整備を支援すること。
- (2) 県北地区の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理施設の整備を支援すること。

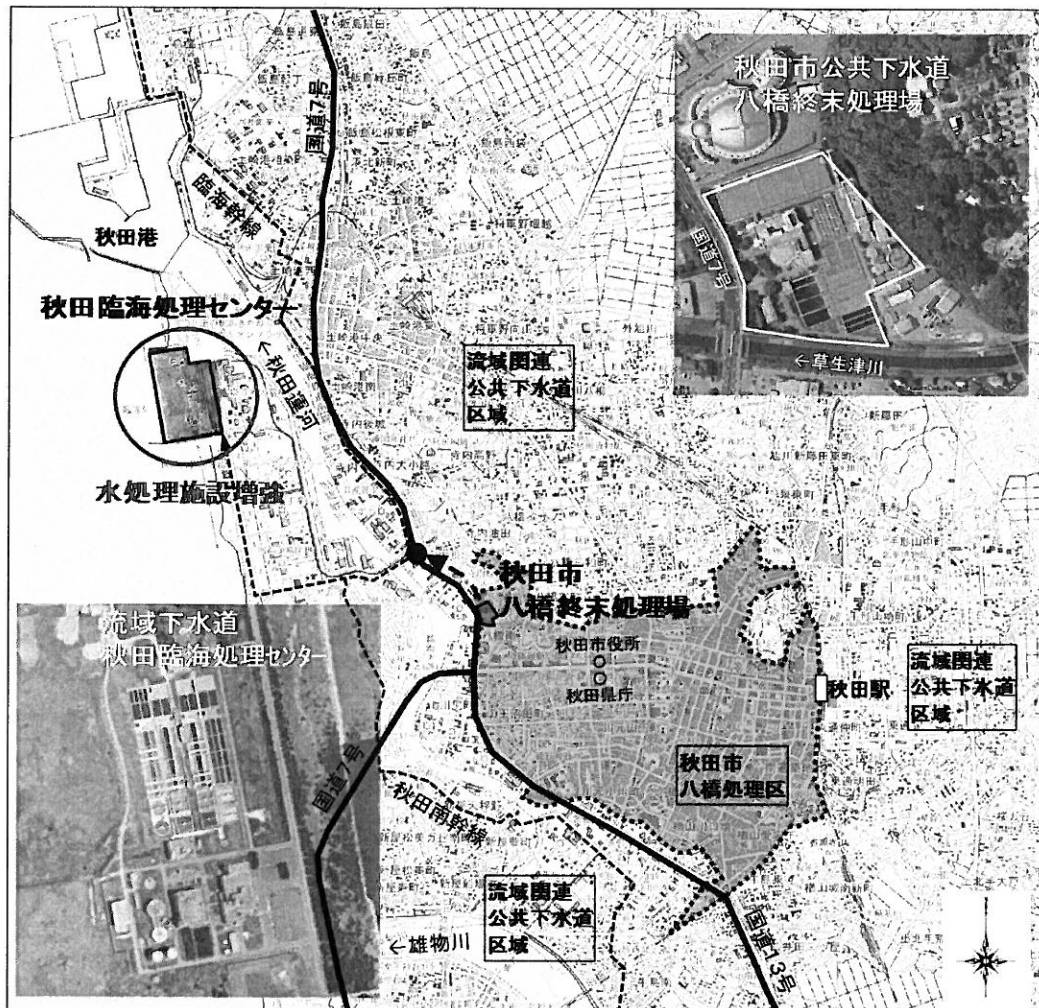
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化が急速に進み人口減少が続いている当県においては、生活排水を持続的かつ効率的に処理するため、県と市町村が協働で処理施設の広域共同化を進めていく必要があります。
- (2) 県では、これまでに農業集落排水9地区、し尿処理場1か所を下水道に接続（統合）し、改築更新費や維持管理費を低減するなどの効果を上げています。
- (3) 現在、平成32年度を目標として、秋田市単独の公共下水道八橋処理区と県流域下水道臨海処理区との統合や、県北地区3市3町1組合の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理を進めていますが、こうした取組は「秋田モデル」として高く評価されています。
- (4) このような処理施設の広域共同化を行うためには、水処理施設の増強や汚泥処理施設の新設が必要となりますが、こうした取組により、将来的には改築更新費や維持管理費の節減につながり、施設運営に係るトータルコストは削減されます。

秋田県における広域共同化の取組(秋田モデル)

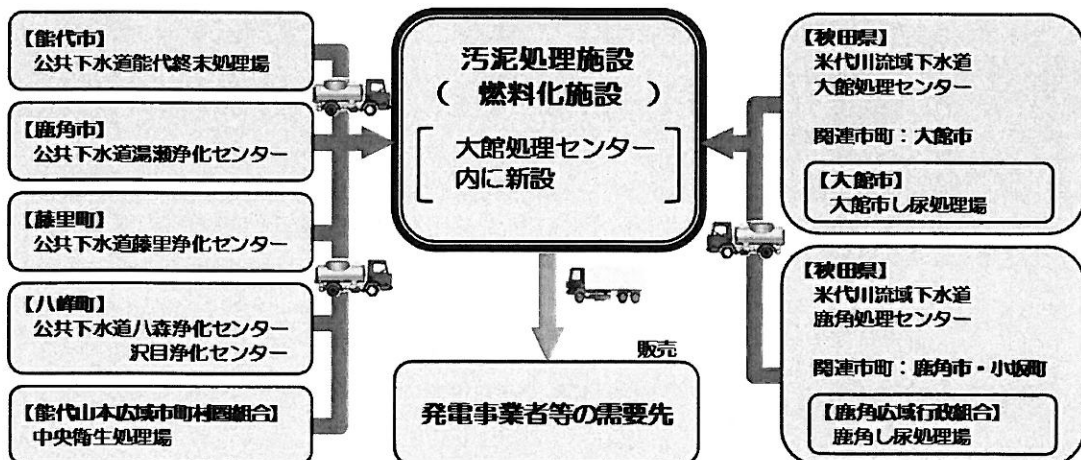
■秋田市八橋処理区と臨海処理区との統合(統合予定 平成32年度)

- 秋田市八橋処理区を流域関連公共下水道に変更し、八橋処理区の汚水を流域下水道臨海処理センターで処理
- 統合により、秋田市八橋終末処理場の汚水処理施設は廃止
- 臨海処理センターの処理能力の増強が必要



■県北地区広域汚泥処理事業(供用予定 平成32年度)

- 流域下水道大館処理センターに汚泥処理施設を設置し、県北3市3町1組合の下水道終末処理場7施設、し尿処理場3施設から発生する汚泥を集約処理、資源化



(県担当課室名 建設部下水道課)

区－４ 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、都市局、

水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生に不可欠な基盤整備や適切な維持管理、災害に強い県土づくりを計画的に推進するため、今後も必要な社会資本整備や老朽化対策、防災・減災対策に係る予算（社会資本整備総合交付金等）の更なる拡充を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、社会資本の整備・維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、計画性のある当初予算において、7～8兆円規模の公共事業関係費を安定的かつ継続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、平成28年度以降においても復旧・復興関連予算を通常予算とは別枠で確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域活力を維持し県全体の活性化を図るためには、県内外との交流促進や産業基盤の強化が不可欠であり、高速道路や港湾など、必要な社会資本整備を計画的かつスピード感を持って推進していく必要があります。
- (2) 道路、下水道、河川、港湾等の社会資本ストックの老朽化が進行している中で、県民の安全と財産を守るためには、これらの機能維持を図る老朽化対策や防災・減災対策が急務です。
- (3) 県では、道路施設の老朽化対策として「秋田県道路メンテナンス会議」を活用し、国と連携した市町村への技術的支援に加え、点検業務を効率的に行うための包括的な発注などに取り組んでいます。
- (4) 一方、公共投資額は、ここ3年間は下げ止まっているものの、未だピーク時の半分（国当初予算比）程度であることから、建設企業は、設備投資や人材確保を手控えており、将来にわたり地域を支えていくことが困難になると懸念されます。
- (5) 当県においても、建設許可業者数の減少が進んでおり、若手技術者や建設技能者等の建設業従事者の確保・育成を図るためにも、公共事業費の安定的かつ継続的な確保が必要です。
- (6) 復旧・復興関連予算が継続されない場合、復旧・復興事業を含めた東北地方全体の社会資本整備を通常予算で行うことになり、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな影響があるものと懸念されます。

計画的な社会資本整備の推進

■ インフラの老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



道路施設点検



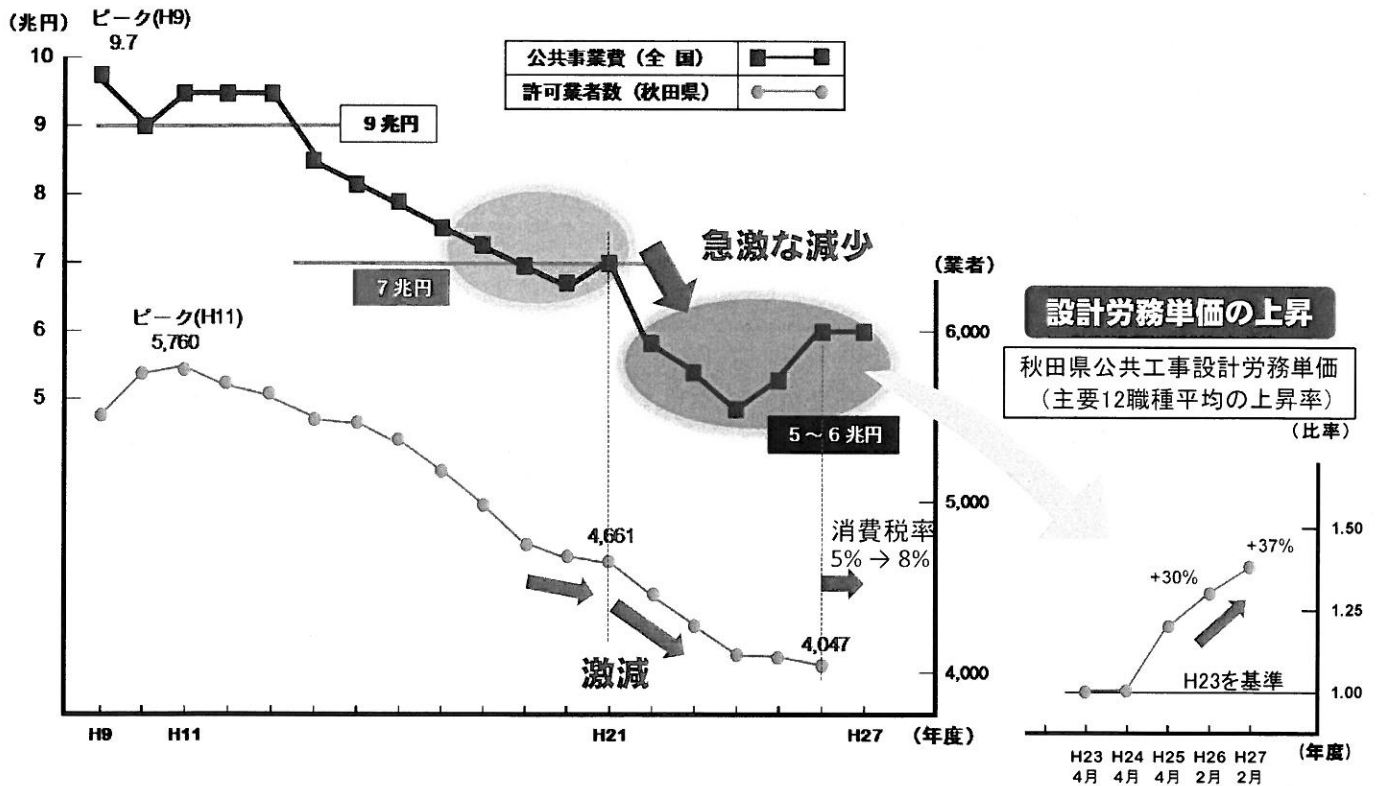
災害復旧作業



除雪作業

減少する公共事業費（当初予算）と許可業者数

～ ここ2年間は約6兆円を確保しているものの、労務単価や建設資材単価の大幅な上昇、消費税率の引上げなどの影響により、実質的な事業量は減少している状況です。 ～



必要な社会資本の整備



日沿道(象潟IC)



秋田港(国際コンテナターミナル)



大曲通町地区

(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課)

Ⅸ－５ 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について

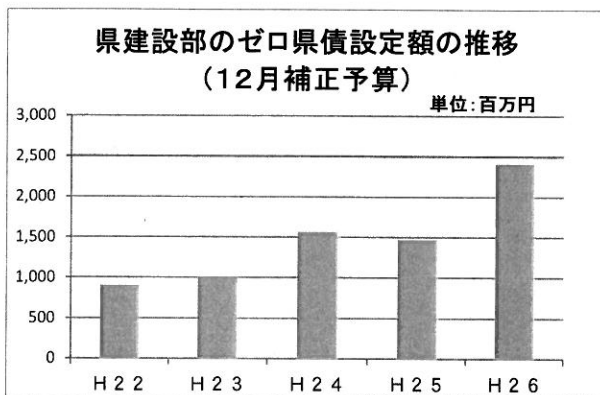
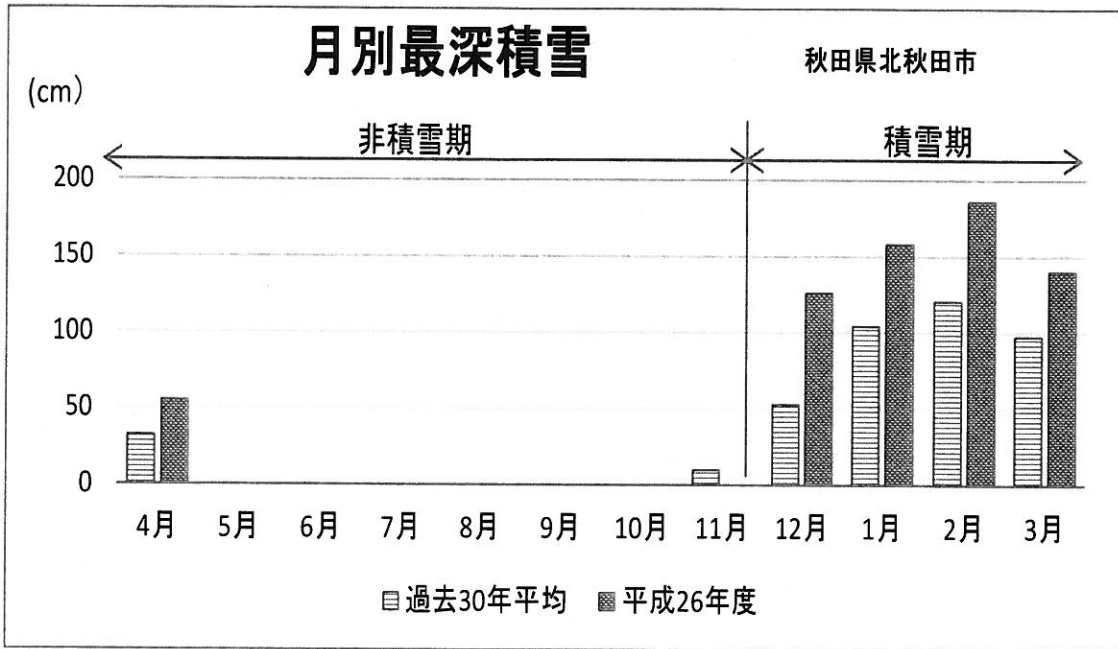
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、
都市局、水管理・国土保全局、
道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

積雪寒冷地においては、積雪のため施工時期が制約されるほか、冬期間は日照時間や除雪作業の影響により施工時間が減少することから、社会資本整備をより効率的に行うためには雪解け直後の工事着工を促進することが重要であるため、社会資本総合整備事業において、予算年度の前年度中に発注できるよう「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 積雪寒冷地においては、積雪のため施工時期が制約される工種があるほか、冬期に工事を施工する場合、日照時間の減少や除雪作業等により施工効率が低下することから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが求められています。
- (2) 社会資本総合整備事業は、当県における社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っていますが、予算成立から交付申請、交付決定の手続を経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逃してしまうなど、効率的な施工確保の上で課題となっています。
- (3) 県においては、積雪寒冷地の制約条件への対処や予算の端境期対策を図るため、比較的好天に恵まれる春先の工事施工を促進できるよう、県単独事業におけるゼロ県債の積極的な活用等に取り組んでいます。
- (4) 国において、平成27年度予算の基本方針として「国庫債務負担行為の一層の活用により施工時期等の平準化に努める」と掲げていることから、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金においても、通常補助事業と同様に、積雪寒冷地の事情を踏まえ、年度を跨いだ事業執行が可能となるゼロ国制度を新たに創設することが必要です。



県道の除雪 (平成26年1月 横手市)

(県担当課室名 建設部技術管理課)

X 環境保全対策の推進

X-1 地球温暖化対策の推進について

環境省総合環境政策局、地球環境局

【提案・要望の内容】

- (1) エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直すこととされている「温室効果ガスの削減目標」を速やかに定めるとともに、国の地球温暖化対策に関する計画の変更を行い、国と地方の役割分担の明確化を含め同目標達成のための具体的な対策を早期に示すこと。
- (2) 地球温暖化対策は、地域住民の意識改革やライフスタイルの見直しなどの継続的な取組が重要であることから、各自治体が地域特性に応じたきめ細かな施策を実施できるよう、その拠点となる地域地球温暖化防止活動推進センターへの支援を含め、地球温暖化対策税を活用した交付金制度の創設による財源措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県民参加型の普及啓発や家庭部門・業務部門での取組への支援などを通じ、温室効果ガス削減に取り組んでいますが、引き続き効果的な施策を実施していくためには、国において、その基本となる削減の目標や具体的な計画を早期に示す必要があります。
- (2) 県や市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「地方公共団体実行計画」を策定し、地域地球温暖化防止活動推進センターを普及啓発の拠点として地域特性に応じた施策を実施しています。
しかしながら、財源の確保が困難なため、きめ細かな施策の継続的实施が難しい状況です。

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課)

X-2 八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実 について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく事業に対する財政的・技術的支援を継続・拡充するとともに、湖沼の実情に応じて柔軟に活用できる新たな財政支援制度を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

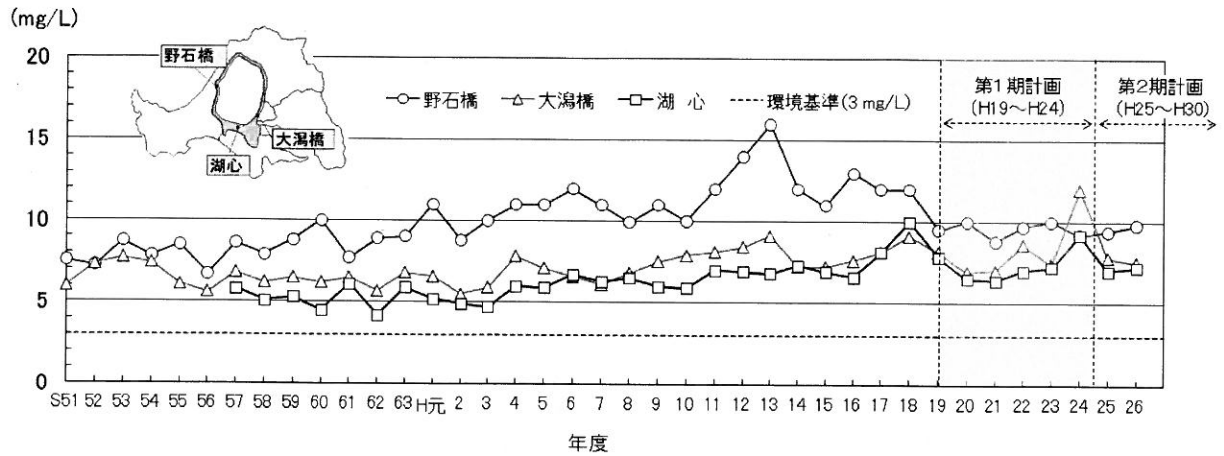
- (1) 八郎湖については、国営干拓事業の完了後、徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、これに基づいて流域市町村や関係機関と連携して総合的な水質保全対策を推進しています。

第1期計画(平成19～24年度)では、下水道等の整備や工場・事業場の排水規制の強化などにより、流入河川の水質に改善傾向が見られたものの、依然として湖水の環境基準は達成しておらず、夏場にアオコが大発生するなど、より一層の水質保全対策を進める必要があります。

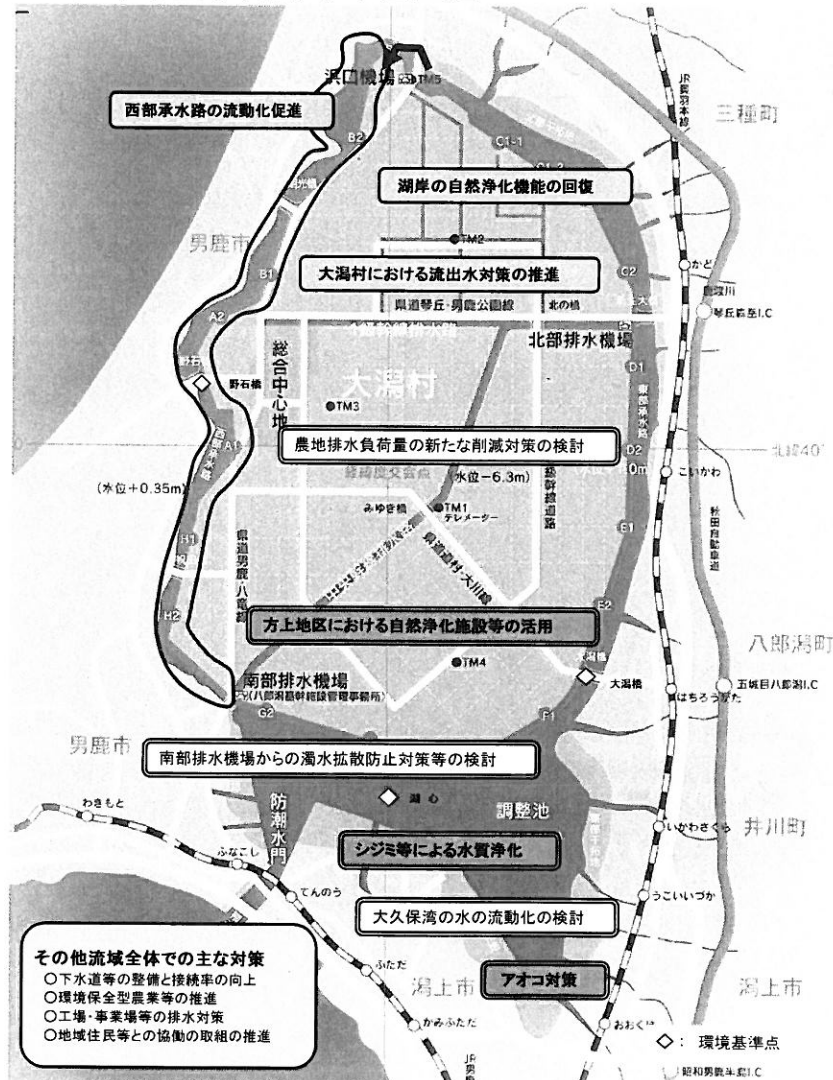
- (2) このため、第2期計画(平成25～30年度)では、生活排水や農地からの濁水流出などの発生源対策を継続実施するとともに、アオコ対策を始め、新たな湖内浄化対策に取り組んでいるほか、産学官が連携して水質浄化の調査研究等を進め、より実効性の高い対策を検討することとしています。

財政的に厳しい中でこうした対策を適切に実施していくためには、国によるこれまでの財政的・技術的な支援に加え、湖沼の実情に応じて柔軟に活用できる新たな財政支援制度を設けることが必要です。

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 第2期計画における主な対策等の位置図



X-3 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していく必要があることから、自治体による海岸漂着物の回収処理や発生抑制等に係る財政支援について、地方の負担が生じない十分かつ恒久的な制度となるよう改善すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が責任を持って取り組むべき課題です。

自治体等においては、同法の責務を踏まえ海岸漂着物の回収努力を続けてきましたが、依然として毎年発生し、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化をもたらしています。

- (2) 県では、地域環境保全対策費補助金（補助率10/10）を原資として基金を造成し、これを活用しながら、海岸漂着物の回収処理、発生抑制や普及啓発に係る事業を実施してきましたが、平成26年度で当該基金は廃止となりました。

平成27年度以降は、地域環境保全対策費補助金を直接活用し、同様の事業を実施しますが、予算規模が2か年100億円から単年度28.5億円（平成27年度の場合）となっているほか、補助率は平成27年度が8/10、平成28年度が7/10となるため、地方負担が増加することになります。

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

X-4 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組 に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

「人と動物が共生する社会」の実現を図るための取組に対し、次のような支援を行うこと。

- (1) 動物愛護センターの整備及びこれを拠点とした犬猫譲渡や地域猫対策の推進、ボランティアの養成等、動物愛護思想の向上につながる自治体の取組に対し財政的支援制度を創設すること。
- (2) 人と動物の共生や命の大切さを考える学習の場、動物愛護に係る全国行事や国の研究事業に阿仁熊牧場「くまくま園」（北秋田市）を積極的に活用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、動物の愛護及び管理に関する条例や計画を策定し、様々な動物愛護施策を推進したことにより、犬の処分頭数が大幅に減少している一方、猫の処分頭数は年間1千頭前後で推移しています。
- (2) こうした状況を踏まえ、平成27年度から整備事業をスタートさせる動物愛護センターを拠点として、「犬猫の処分頭数ゼロ」を目指し、ボランティア等と協働しながら、犬猫の譲渡、動物とのふれあいや交流、命を大切に作る心を育む教室など、「動物にやさしい秋田」の取組を総合的に進めていきます。
厳しい財政状況の中、こうした総合的な取組を積極的に推進していくためには、財源の確保が課題です。
- (3) 平成24年の旧秋田八幡平クマ牧場において発生したヒグマによる従業員の死亡事故後、動物愛護の観点から、殺処分の運命にあったクマ全頭の命を救い、北秋田市と協力しながら飼養する施設を阿仁熊牧場に新たに整

備しました（平成26年7月に阿仁熊牧場「くまくま園」としてリニューアルオープン）。

こうした特異な経緯を有する「くまくま園」は、海外でも関心が高く、リニューアルオープン後は、多くの人を訪れています。

- (4) 当県では、「くまくま園」に加え、秋田犬の「忠犬ハチ公」や、ロシアとの交流のシンボルとなった秋田犬「ゆめ」や猫の「ミール」、さらには動物園や水族館など、「動物にやさしい秋田」の取組を国内外に発信できる素材に恵まれており、これらも活用し動物愛護思想の向上に寄与していきます。

（県担当課室名 生活環境部生活衛生課）

X-5 国立公園における交付金事業予算の確保について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

国立公園の整備については、平成27年度から自然環境整備交付金を活用した事業が制度化され、老朽化対策などを推進することが可能となったため、交付金による整備が計画どおり着実に実施できるよう所要の予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立公園の整備については、平成17年度からの三位一体改革により国が主体的に行うべきものとされてきましたが、過去に国庫補助事業などにより整備した国立公園施設については、老朽化が著しいものの、改修は進んでいません。

このため、県単独事業で施設改修に取り組んでいますが、大規模改修等は財政的に難しい状況です。

- (2) 平成27年度から自然環境整備交付金が拡充され、国立公園整備について老朽化対策にも活用できるようになったことから、県でも老朽化対策事業として、施設を計画的に再整備する予定です。

しかしながら、事業対象地は山岳地が多く、降雪等の理由から工事期間が制約され、複数年度にわたる事業が大半となることから、計画に沿った財源確保が課題です。

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

X I 安全・安心な暮らしの確保

X I - 1 雪対策への支援充実について

内閣府政策統括官
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の除排雪費用への助成等に要する経費について、財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ機能が減退してきており、除排雪が十分にできない一人暮らしの高齢者や障害者等の社会的弱者を地域全体で支え合う体制づくりが課題です。
このため、県では、地域の実情に応じた除雪支援体制のあり方を検討するとともに、共助組織の立ち上げ支援等の対策を講ずるなど、地域全体で支え合う体制づくり「秋田型地域支援システム」を推進しています。
- (2) 多くの市町村では、高齢者世帯等の除排雪費用の助成を行っていますが、現下の厳しい財政状況においては、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ないことから、より充実した対応を図るためには県及び市町村への財政措置を充実する必要があります。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計（うち65歳以上）
平成22年度	21	100	134	255（129）
平成23年度	14	101	93	208（108）
平成24年度	19	94	121	234（128）
平成25年度	17	70	74	161（92）
平成26年度	11	57	26	94（51）

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	除排雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成25年度	11	22	134
平成26年度	10	22	159

※助成実績額は、雪下ろし及び除排雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

平成26年度に除排雪費用の助成制度を設けた22市町村のうち15市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税で措置された主な経費

- ・ 高齢者等が事業者等に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・ 安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・ 共助組織（集落・自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(県担当課室名 企画振興部地域活力創造課)

X I - 2 空家対策への支援充実について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

適切な管理が行われていない空家が増加してきており、防災、防犯、景観等の面で問題が顕在化していることから、空家対策の実効性を確保し、自治体による適切かつ円滑な対応を図るため、空家対策の実施に要する経費に対する補助など、十分な財政措置を講ずること。

特に回収が困難な代執行の費用等に対する財政措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 空家問題は、人口減少や高齢化が進む中で全国的な課題となっていることから、自治体へ財政的な支援を拡充するなど、国として、より効果的な対策を進める必要があります。
- (2) 平成24年に改正された「豪雪地帯対策特別措置法」では、新たに空家に係る除排雪等の管理について追加されたことや、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により、自治体の空家対策に係る法整備が進んでいます。
- (3) 当県の市町村では、既に23市町村において空家対策の関連条例が施行されており、空家の所有者に適切な管理や必要な措置を求めるなどの対策を進めています。
- (4) しかしながら、「空家等対策の推進に関する特別措置法」においては、財政上の措置を講ずることとなっているものの、具体的な措置が明確になっていないことから、対策の実効性が確保されておらず、特に所有者不明の特定空家に対しては、代執行を行った際に市町村が負担した経費が回収不能となるケースが生じることとなり、適切な措置が進まない状況です。

【参考資料】

1 秋田県内の空家戸数と危険度の高い空家戸数

(平成26年5月末時点市町村へ一斉調査)

市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数
秋田市	2,745	33	大仙市	1,223	102	五城目町	359	70
能代市	1,513	35	北秋田市	661	110	八郎潟町	201	0
横手市	1,720	114	にかほ市	414	55	井川町	162	8
大館市	538	328	仙北市	547	64	大湯村	0	0
男鹿市	199	13	小坂町	89	52	美郷町	267	18
湯沢市	1,018	84	上小阿仁村	108	0	羽後町	301	27
鹿角市	852	110	藤里町	130	33	東成瀬村	59	8
由利本荘市	1,192	40	三種町	493	79	合計	15,584	1,436
潟上市	481	41	八峰町	312	12			

2 市町村の空家条例の制定状況(平成27年3月末時点)

県内23市町村において条例を制定済み(未制定:大館市、大湯村)。

①所有者等に対する勧告 (23/23市町村数)

②危険な空家に対する安全措置や除却等の行政代執行 (16/23市町村数)

3 市町村の空家解体補助制度(平成27年3月末時点)

○補助制度 16市町村が創設

○H25年度実績 8市町村54件 18,782千円

○H26年度実績 12市町村84件 31,534千円

4 行政代執行の実績(平成27年3月末時点)

市町村	年度	実施件数	除却棟数	除却費用
大仙市	H23	1件	5棟	1,785千円
	H24	1件	1棟	893千円
	H25	1件	7棟	3,549千円
八郎潟町	H25	1件	1棟	1,491千円
美郷町	H25	1件	1棟	1,250千円
鹿角市	H26	2件	2棟	3,410千円
合計		7件	17棟	12,378千円

(県担当課室名 企画振興部地域活力創造課)

X I - 3 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について

国土交通省総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

第三セクター鉄道は、道路と同様に、地域を支える重要な社会インフラとしての役割を担っており、また、路線バスについても、人口減少社会における地域の足として、ますます重要性を増している。

こうした状況の中で地域の生活交通を確保していくため、支援制度の充実を図ること。

- (1) 豪雪地域においては、除雪費が経営に大きく影響を及ぼすことから、第三セクター鉄道の除雪費に対し、道路と同様の支援制度を創設すること。
- (2) 当県では、「秋田版上下分離方式」として鉄道事業再構築事業と同様のスキームで鉄道施設整備を実施しており、この形態も当該事業の対象とすること。
- (3) 幹線路線バスについては、人口減少が著しい過疎地域に配慮して、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件等を緩和すること。
- (4) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の創設以前に地域内交通の再編に取り組んだ市町村についても、同補助金の対象として認めるとともに、支援制度の充実及び十分な予算措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 豪雪地域を運行する第三セクター鉄道は、除雪費の負担が重く、安定的な経営を困難にする要因となっています。
なお、道路の除雪費については、3分の2の補助があります。
- (2) 当県の第三セクター鉄道は、地方公共団体は鉄道施設を所有しないものの施設整備に要する費用を国及び県が負担する、いわゆる「秋田版上下分

離方式」を行っています。

こうした運営形態についても鉄道事業再構築事業の対象となることにより、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（補助率3分の1）を活用して鉄道施設の整備を行う際に優遇措置（補助率2分の1）が適用され、安全運行確保のための老朽施設の更新等が促進されます。

(3) 人口減少が著しい過疎地域である当県においては、主要な地域間を結ぶバス路線であっても、その多くが地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件（輸送量15人以上）を満たすのが難しいほか、対象路線であっても、当県の25系統が、平均乗車密度不足（平均乗車密度5人未満）により対象経費の一部がカットされています。

(4) 全国の中でも先行して人口減少の課題に直面している当県では、コミュニティ交通に対する独自の支援制度を創設し、市町村の地域内交通の再編に取り組んできました。

平成23年度に地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金が創設されましたが、「新たに運行を開始するもの」との新規性の要件があるため、先行して再編に取り組んだ市町村が当該国庫補助金を活用できないといった、著しく不利な状況です。

また、当該国庫補助金については、「各市町村毎の国庫補助上限額」が年々引き下げられ本来の補助金交付額から大幅に減額されているほか、地域協働推進事業による新規性要件の緩和措置の早期廃止などもあり、地方公共団体が対応に苦慮しています。

<参考> 地域内交通再編に関する動き

H7	秋田県	路線バス廃止代替として運行するコミュニティ交通に対する独自の支援制度を創設
H18～ H22	秋田県内の市町村	過疎化や路線バスに係る規制緩和により、大規模な路線バス廃止が進み、各市町村において地域内交通再編が進んだ。
H23	国	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を創設
H25～ H26	国	「地域協働推進事業」実施による地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の新規性要件緩和措置を実施
H27～	国	「地域協働推進事業」廃止により上記緩和措置が廃止

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

X I - 4 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

内閣府政策統括官（防災担当）（共生社会政策担当）
復興庁
厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- (1) 長期避難に伴い避難者の生活実態が変化していることから、合理的な理由による応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。
- (2) 避難者は依然として厳しい生活を余儀なくされていることから、安心して生活を送ることができるよう就労支援の充実を図ること。
- (3) 避難者の心のケア等は継続的な取組が必要であることから、財源を確保した上で万全な対策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災から4年が経過しましたが、今なお当県には6月1日現在、365世帯、895名の方が避難生活を送られています。
避難生活の長期化により避難者の生活環境等も大きく変化してきており、高齢化や子どもの成長等に合わせ応急仮設住宅の住み替えを希望される方がいますが、災害救助法では住み替えが認められていません。
- (2) 長期避難により家族が離れ離れで生活を送っている避難者は、経済的に困窮してきています。
これまで子育て等の事情により働けなかった母親等個々の避難者の現状を踏まえて、避難者が今後就労しやすい環境を整えるため「被災者雇用開発助成金」の要件を見直す必要があります。
- (3) 昨年行ったアンケート調査によれば、回答者の43.2%が避難生活による心身の不調を訴えており、県では、大人から子どもまで支援を必要としている全ての避難者に対し、「地域自殺対策緊急強化基金」等を活用し、

個別訪問や医師、保健師等による定期相談を行っています。

避難先での生活が長期化している中で、不慣れな土地で生活する全ての避難者に対して、避難先自治体が行う継続的な取組を国として積極的に支援する必要があります。

(参考)

被災県別避難者受入状況

(平成27年6月1日現在)

	民家(実家等)		応急仮設住宅		公営住宅		計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
岩手県	12	27	4	6	3	5	19	38
宮城県	75	162	19	32	9	18	103	212
福島県	90	239	129	357	23	46	242	642
茨城県	1	3	0	0	0	0	1	3
計	178	431	152	395	35	69	365	895

※本県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供しているいわゆる「みなし仮設住宅」である。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室)

X I - 5 社会的自立に困難を抱える若者への支援の充実 について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

ニートやひきこもりといった社会的自立に困難を抱える若者を総合的に支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村における「子ども・若者支援地域協議会」の設置・運営に対する特別交付税措置の復活や、新たな交付金制度の創設を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、社会的自立に困難を抱える若者への支援に取り組んでおり、関係機関やNPO等のネットワーク形成のための会議の開催や、社会的自立に困難を抱える若者の支援に取り組む団体等をまとめたマップを作成しているほか、訪問支援を行うボランティア「若者自立サポーター」を、相談に応じて各家庭等へ派遣する事業などを行っています。

こうした取組に加え、平成24年度から各市町村に対して「子ども・若者支援地域協議会」の設置を働きかけたところ、これまでに1市1町で協議会が立ち上がりましたが、他の地域においては、相談窓口の創設や相談員の配置などに係る財政負担が大きいことを理由として、設置が進まない状況にあります。

- (2) こうした状況を改善し、地域で社会的自立に困難を抱える若者を支える体制づくりを推進するためには、「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」の拡充に加え、平成25年度まで措置されていた特別交付税措置(※)の復活や、新たな交付金制度の創設による更なる財政支援が必要です。

※特別交付税措置

社会的弱者等の自立支援・知の蓄積等による地域づくりに係る地方財政措置

(県担当課室名 生活環境部男女共同参画課)

X I - 6 消費者行政の充実に向けた支援について

内閣府消費者庁

【提案・要望の内容】

地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、継続的、計画的に消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政推進交付金制度を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、国の「地方消費者行政活性化交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」を基にした秋田県消費生活相談臨時対策基金を活用し、消費生活相談員の増員を図るとともに、生活センター北部・南部消費生活相談室を開設するなど、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化に努めてきたところです。
- (2) しかしながら、高齢化が進展する当県においては、近年、高齢者の消費者被害が急激に増加しており、平成26年の特殊詐欺被害額（約3億円）は過去最高となっています。
このため、消費者安全法による消費生活相談体制の強化や、今年3月に策定した「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を一層推進する必要があります。
- (3) 国では、平成27年度に、基金造成のための交付金に代えて「地方消費者行政推進交付金」を創設しましたが、地方の消費者行政を着実に推進していくためには、交付金制度の継続が必要です。

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

X I - 7 自殺対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省社会・援護局

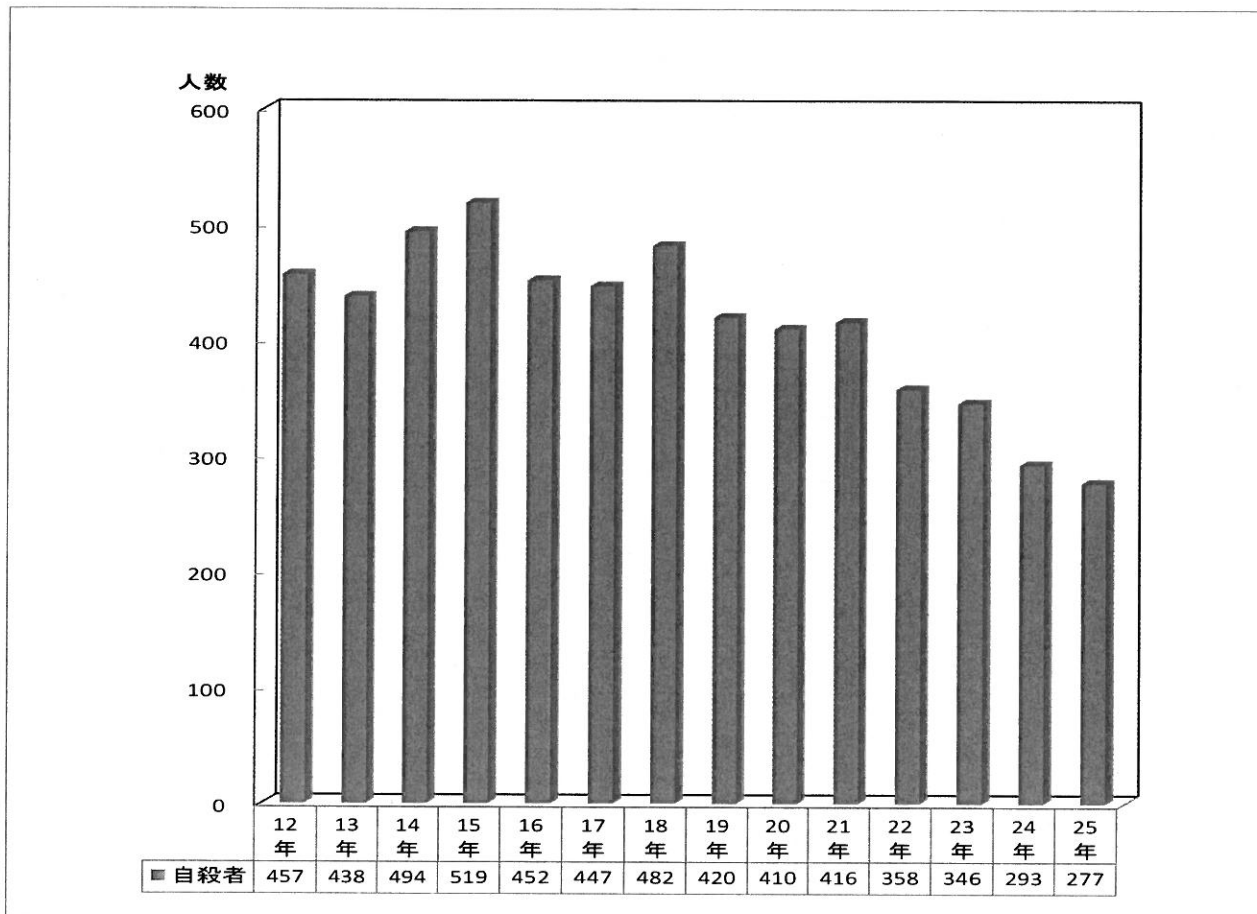
【提案・要望の内容】

自殺対策基本法に基づき、国の責任において、地方公共団体が行う自殺対策に対しても継続的かつ安定的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における平成25年の自殺者数は277人で、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は26.5（全国平均20.7）となっており、平成7年から全国ワースト1位の状況が続いています（平成25年人口動態統計月報年計（確定））。
- (2) こうした状況を踏まえ、県では、市町村、大学、医師会、民間団体などの協力を得ながら、平成12年度から「情報提供・啓発」「相談体制の充実」「うつ病対策」「予防事業の推進」「予防研究」の5つの重点項目を掲げて、自殺予防対策に取り組んでいます。
また、平成22年度からは民間を主体とした「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が中心となり、民・学・官が一体となった自殺予防対策を推進しています。
その結果、当県の自殺者数は着実に減少しています。
- (3) 国においては、平成18年の「自殺対策基本法」施行及び平成19年の「自殺総合対策大綱」策定により制度上の整備を進めており、地方公共団体への財政支援について、平成26年度の補正予算により地域自殺対策強化交付金が創設され、当県においても自殺対策事業に活用しています。
しかしながら、事業内容によっては補助率が削減されるものもあり、今後も自殺対策を推進していくためには、継続的かつ安定的な財政支援が必要です。

自殺者数の推移



出典) 自殺者数：厚生労働省「人口動態統計」

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

X I - 8 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、治安情勢や県民の要望を踏まえた力強い警察活動を強力に推進するため、警察官の増員を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 県警察では、県民が身近に不安を感じる犯罪や生命・身体に重大な危険が及ぶおそれのある犯罪の未然防止と、これら犯罪の検挙に向けた警察活動を県警察の重点課題に掲げて、諸対策を強力に推進しています。

(2) 近年、女性やその親族等を対象とするストーカー事案や配偶者暴力事案のほか、年少者に対する重大な犯罪の前兆と見られる声掛け事案等が高止まりの状況です。

また、去年は特殊詐欺による被害が高齢者を中心に2年連続で過去最高の被害額（約3億1,455万円）となり、本年も同様の被害が後を絶たないなど、子ども、女性及び高齢者を犯罪から守るための諸対策の推進が急務です。

このような現状から、これらの事案を主管する生活安全警察に携わる警察本部及び警察署生活安全係と被疑者の検挙に向けた犯罪捜査に当たる刑事警察の捜査員の業務量が増加しています。

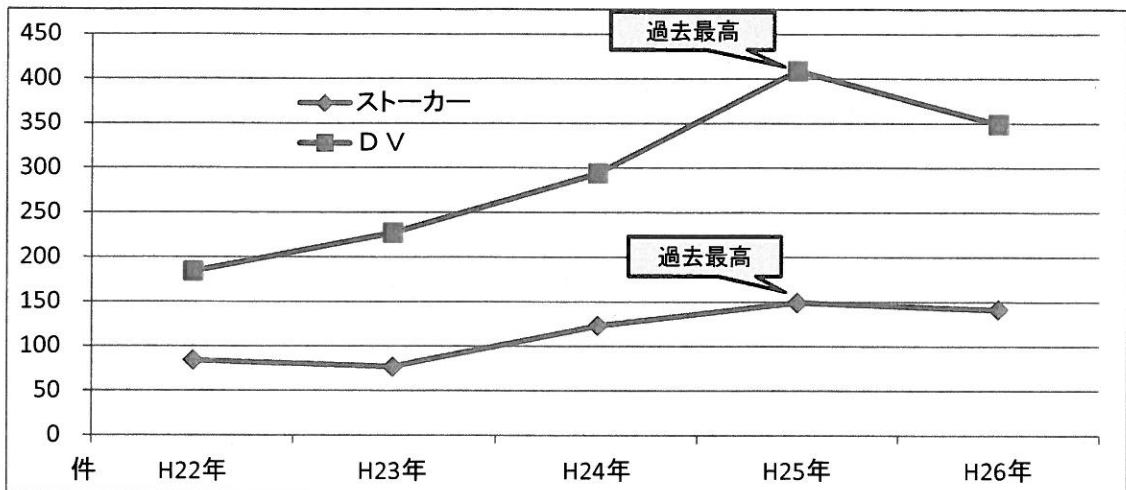
(3) 急増するストーカー・配偶者暴力事案や子ども・女性に対する声掛け等前兆事案の捜査、生命に重大な危険が生じているおそれのある行方不明者の捜索活動や児童等に対する虐待事案は、その対応の適否が県民の生命・身体の安全に直接影響を及ぼす重要な業務です。

この種事案及び過去最高の被害額となった特殊詐欺事件に対する県民の要望は一段と増していることから、これらに適切に対応するため、生活安全警察及び刑事警察に携わる警察官の増員により強固な体制を確立して県民の安全・安心を確保することが必要です。

【参考資料】

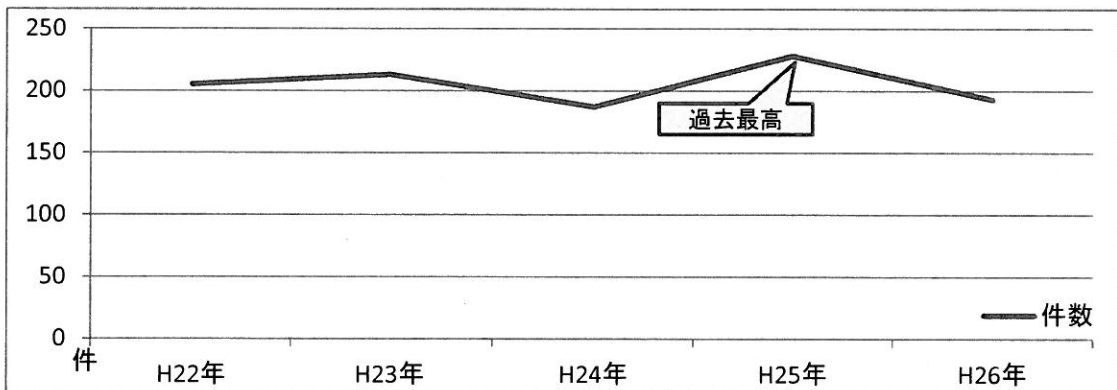
1 ストーカー・DV事案の取扱い（過去5年間）

ストーカー・DV（配偶者暴力事案）とも、平成25年に過去最高の取扱件数となり、昨年もストーカーが141件、DVが349件と高止まりの状況になっています。



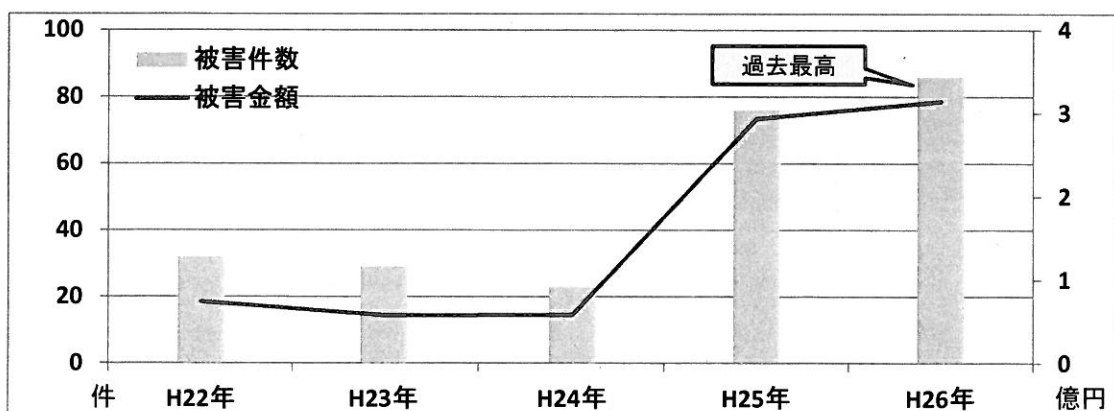
2 子ども（18歳未満）に対する声掛け事案等の取扱い（過去5年間）

子どもに対する声かけ事案は、平成25年に228件と過去最高の取扱件数となり、昨年も193件と高止まりの状況になっています。



3 特殊詐欺の被害（過去5年間）

平成22年頃から振り込め詐欺以外の被害が発生し、平成26年の特殊詐欺認知件数は86件、被害額は約3億1,455万円と過去最高になっています。



(県担当課室名 警察本部警務部警務課)